

# 第5次

## たまの男女共同参画プラン

令和4年3月

玉野市



# 誰もがいきいきと自分らしく

## 生きていくことのできるたまのを目指して

少子・高齢化や人口減少、家族形態の多様化、ICT 社会の進展、さらには新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、私たちを取り巻く環境はめまぐるしく変化し、社会は今、大きな転換期を迎えています。

このような中、市民一人ひとりがいきいきと自分らしく暮らしていくためには、男女がお互いの人権を尊重し合い、それぞれの個性と能力を認め合いながら、その力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を実現させる必要があります。

玉野市男女共同参画推進条例の施行から 20 年という節目を迎え、新たな時代の「男女共同参画社会」の実現を目指して、「第 5 次たまの男女共同参画プラン」を策定しました。

令和 4 年 4 月には、男女共同参画推進センターが日の出ふれあい会館から総合保健福祉センター（すこやかセンター）に移転します。これを契機として、本市の男女共同参画社会の実現に向けた取組みをさらに加速させていきたいと考えています。

「誰もがいきいきと自分らしく生きていくことのできるたまの」を目指して、今後も市民、事業者の皆様と課題を共有し、力を合わせて全力で取り組んでまいりますので、引き続き、皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定に当たり、意識調査にご協力いただきました市民の皆様や企業の皆様、熱心にご審議いただきました玉野市男女共同参画推進審議会委員の皆様並びに関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和 4 年 3 月

玉野市長 柴田 義朗

# 目次

<b>第1章 計画策定の趣旨</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間.....	2
4 男女共同参画に関する社会の取組.....	3
(1) 国際社会の取組.....	3
(2) 国における取組.....	5
(3) 岡山県における取組.....	7
(4) 本市における取組.....	8
<b>第2章 本市の現状と課題</b> .....	<b>9</b>
1 統計データからみる本市の現状.....	9
(1) 人口等の現状.....	9
(2) 世帯構成比率.....	10
(3) 婚姻の状況.....	11
(4) 女性の就業率.....	12
(5) ひとり親家庭の状況.....	13
(6) 高齢者世帯の状況.....	13
2 第4次たまの男女共同参画プランにおける評価指標の達成状況.....	14
3 市民意識調査の結果からみる現状と課題.....	15
(1) 男女平等意識と男女の役割分担.....	15
(2) 職業生活.....	20
(3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）.....	23
(4) 男女間の暴力.....	25
(5) 性的マイノリティ.....	29
(6) 男女共同参画推進センターの利用状況・認知状況.....	30
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>31</b>
1 計画の基本理念（めざす将来像）.....	31
2 基本目標.....	31
3 計画の体系図.....	33

## 第4章 計画の内容……………35

### 1 基本目標と施策の方向…………… 35

#### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現への基盤づくり…………… 35

重点目標 1 男女共同参画社会実現に向けた意識の醸成…………… 35

重点目標 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実…………… 39

#### 基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現……………41

重点目標 3 男女間における暴力の根絶（DV 防止基本計画）…………… 41

重点目標 4 生涯を通じた男女の健康支援…………… 45

重点目標 5 生活困難を抱える人々が安心して暮らせる生活環境の整備…………… 47

重点目標 6 防災・復興対策における男女共同参画の推進…………… 49

#### 基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり（女性活躍推進計画）…………… 51

重点目標 7 働く場における男女共同参画の推進…………… 51

重点目標 8 ワーク・ライフ・バランス実現の推進…………… 54

重点目標 9 政策・方針決定過程への女性の参画拡大…………… 58

### 2 評価指標……………61

## 第5章 計画の推進……………62

### 1 庁内推進体制の充実…………… 62

### 2 市民・事業者との連携……………62

### 3 国・県・関係機関との連携…………… 62

### 4 男女共同参画推進センター・男女共同参画相談支援センターの機能充実……………62

## 資料……………63

### 1 関係法令等……………63

（1）玉野市男女共同参画推進条例…………… 63

（2）男女共同参画社会基本法…………… 70

（3）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）…………… 75

（4）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）…………… 85

### 2 男女共同参画に関する国内外のあゆみ…………… 95

### 3 玉野市男女共同参画推進審議会委員名簿…………… 101

### 4 関係課連絡先…………… 102

### 5 用語解説……………103

### 6 男女共同参画都市宣言…………… 106

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会<sup>※</sup>の実現は、女性にとっても男性にとっても、生きやすい社会をつくることです。

平成11年（1999年）に制定された「男女共同参画社会基本法」では、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を21世紀のわが国の最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成に向けた取組が推進されてきました。

本市においても、平成14年（2002年）に「玉野市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、「たまの男女共同参画プラン」を策定し、以後、5年ごとに社会情勢の変化に応じて新たな基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな施策に継続的に取り組んできました。

最初の計画の策定から20年が経過する中、これまでの取組により、固定的な性別役割分担意識や女性の地位向上に一定の改善の兆候は感じられるものの、依然として男女の地位について不平等感が根強く残っているなど、社会全体が大きく変わったとは言えない状況です。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活に大きな影響を及ぼしています。感染拡大防止のため、テレワークや時差出勤など、働き方の変化がみられる一方で、外出自粛などによるストレスや精神不安から家庭内でのDV<sup>※</sup>や児童虐待が増加したといわれています。また、コロナ禍の影響を受けやすいといわれる非正規雇用には女性が多く、働く女性の自殺増加が大きな社会問題となるなど、社会情勢が大きく変化しています。

近年では、これまでの若年層を中心としたアダルトビデオへの出演強要やいわゆるJKビジネス<sup>※</sup>などの問題に加え、レイプドラッグ<sup>※</sup>やSNS<sup>※</sup>利用に起因する性被害などが新たな社会問題となっており、性犯罪・性暴力の根絶に向けた暴力を容認しない社会環境の整備が求められています。

また、性的マイノリティ<sup>※</sup>の方への差別や偏見などの人権侵害についても問題視されており、性的指向<sup>※</sup>や性自認<sup>※</sup>に関する正しい理解を深め、多様性を尊重し、お互いを認め合う社会の実現が求められています。

さらに、近年、全国各地で大規模な災害が発生しており、過去の災害の教訓として、平常時の防災体制や災害発生後の対応、復興対策において、性別によるニーズの違いに配慮することや、性別にかかわらず男女ともに参画するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策の必要性が求められています。

このような本市における課題や社会情勢の変化により生じた新たな課題を踏まえ、これまでの取組を継続しつつ、さらに発展させる新たな計画として「第5次たまの男女共同参画プラン」（第5次玉野市男女共同参画基本計画）を策定します。

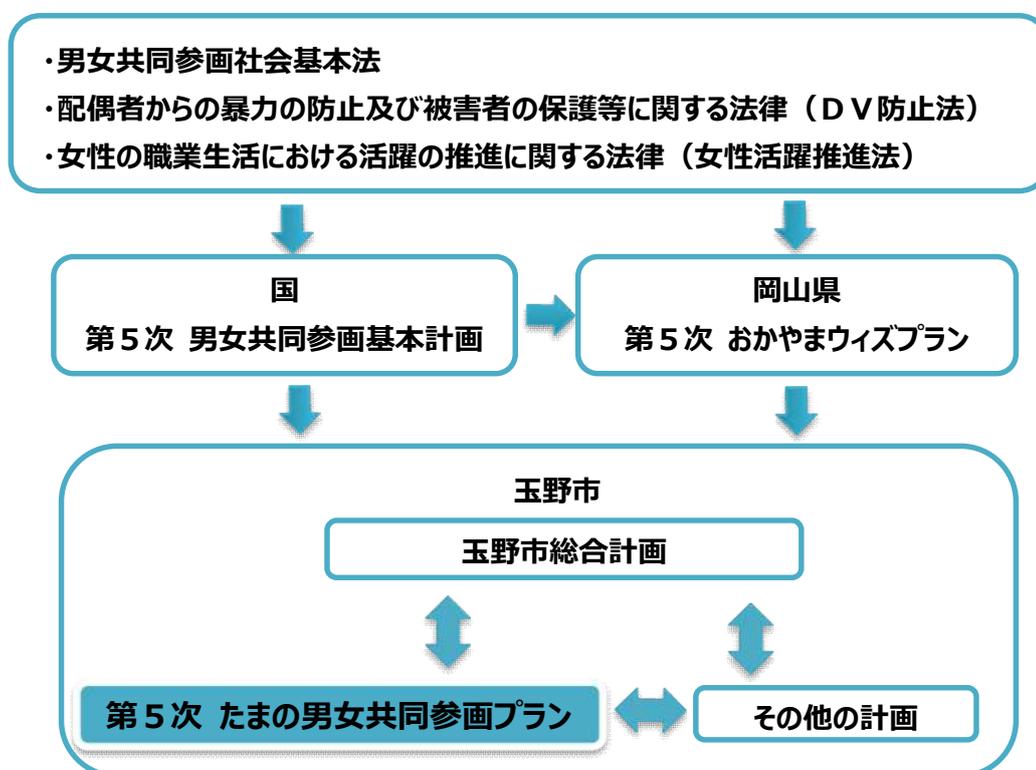
## 2 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項及び玉野市男女共同参画推進条例第 9 条に規定する「男女共同参画社会の実現の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」です。

また、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」や岡山県の「第 5 次おかやまウィズプラン」との整合性を図るとともに、上位計画である「玉野市総合計画」や関連計画との整合性を図った計画です。

なお、計画の一部を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）第 2 条の 3 第 3 項に規定する市町村基本計画（DV 防止基本計画）に位置付けるとともに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第 6 条第 2 項に規定する市町村推進計画（女性活躍推進計画）に位置付けます。

図表 1 - 1 計画の位置付け



## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。

なお、社会情勢の変化や制度の改正等により、必要に応じ計画の見直しを行う場合があります。

## 4 男女共同参画に関する社会の取組

### (1) 国際社会の取組

国際連合においては、昭和 50 年（1975 年）を「国際婦人年」とすることが決定され、女性の社会的地位の向上における各国の行動指針を定めた「世界行動計画」を採択しました。

また、昭和 54 年（1979 年）のコペンハーゲン会議では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」が採択され、昭和 60 年（1985 年）のナイロビ世界会議では、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

さらに、平成 7 年（1995 年）の北京会議では、ジェンダー\*平等と女性のエンパワーメント\*を推進するための「北京宣言」と各国が取り組むべき課題を定めた「北京行動綱領」が採択されました。

平成 27 年（2015 年）には、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が加盟国の全会一致で採択され、その中では、17 の目標と 169 のターゲットから構成された「SDG s（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」が掲げられ、男女共同参画の分野においては、特に、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る「ジェンダー平等を実現しよう」が目標に盛り込まれています。

図表 1 - 2 SDG s（持続可能な開発目標）



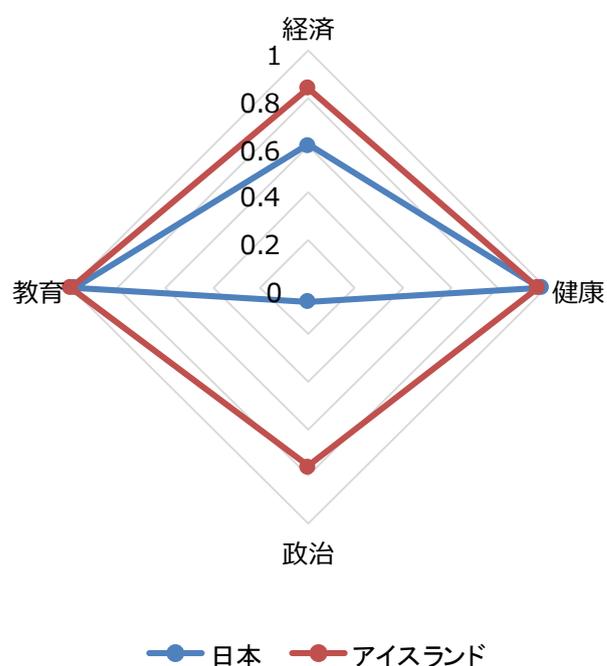
世界経済フォーラムが公表した各国における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数※2021」では、日本の順位は156か国中120位となっており、先進国の中でも非常に低い順位となっています。

分野別でみると、「教育」や「健康」の分野に関しては、一定程度の評価が得られているものの、「経済」や「政治」の分野では男女の格差が非常に大きく、男女共同参画社会の実現に向けた長い歩みにもかかわらず、国際的に見ると、日本社会の男女格差はまだまだ大きいことがわかります。

図表1-3 ジェンダーギャップ指数（2021）

順位	国名	スコア
1	アイスランド	0.892
2	フィンランド	0.861
3	ノルウェー	0.849
4	ニュージーランド	0.840
5	スウェーデン	0.823
11	ドイツ	0.796
16	フランス	0.784
23	英国	0.775
24	カナダ	0.772
30	米国	0.763
63	イタリア	0.721
81	ロシア	0.708
87	ベトナム	0.701
101	インドネシア	0.688
102	韓国	0.687
107	中国	0.682
119	アンゴラ	0.657
<b>120</b>	<b>日本</b>	<b>0.656</b>
121	シエラレオネ	0.655

図表1-4  
日本とアイスランドの  
ジェンダーギャップ指数の比較



## (2) 国における取組

### ①第5次男女共同参画基本計画の策定

国においては、男女共同参画社会の実現に向けて、昭和50年（1975年）の国際婦人年を契機として、昭和60年（1985年）には「女子差別撤廃条約」を批准し、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」を施行しました。また、同法に基づく国の基本計画として、平成12年（2000年）に「男女共同参画基本計画」が策定され、以後、5年ごとに社会情勢の変化に応じて新たな基本計画が策定されており、令和2年（2020年）12月には、「第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。

この計画の「第1部 基本的な方針」では、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、ジェンダー平等に係る多国間合意の着実な履行の観点から、「目指すべき4つの社会」を提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

また、「第2部 政策編」では、3つの政策領域で構成されており、各政策領域の下に重点的に取り組む11の個別分野を定めています。

### 第5次男女共同参画基本計画の目指すべき社会

- 1 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- 4 あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

図表 1 – 5 第 5 次男女共同参画基本計画「第 2 部 政策編」

政策領域	個別分野
I あらゆる分野における女性の参画拡大	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 3 地域における男女共同参画の推進 4 科学技術・学術における男女共同参画の推進
II 安全・安心な暮らしの実現	5 女性に対するあらゆる暴力の根絶 6 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 7 生涯を通じた健康支援 8 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 10 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進 11 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

### ②配偶者等に対する暴力の防止に向けた取組

平成 13 年（2001 年）には、配偶者からの暴力及び被害者の保護を目的に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制が整備されました。また、平成 25 年（2013 年）の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力とその被害者についても適用対象となりました。

### ③女性活躍推進法に基づく取組

平成 27 年（2015 年）には、職業生活において、女性が希望に応じて、十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が公布されました。また、同法に基づき、国では「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を定めており、都道府県及び市町村は、この基本方針を勘案して計画を策定することとされています。

### ④政治分野における男女共同参画の推進

平成 30 年（2018 年）には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数が出来る限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどが定められています。また、令和 3 年（2021 年）には、同法の改正により、政党等による積極的な取組を促進するとともに、国及び地方公共団体の施策を強化し、ジェンダー平等社会の実現を目指しています。

### (3) 岡山県における取組

岡山県では、男女共同参画社会の実現に向けて、「第4次おかやまウイズプラン」の取組や国における「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の成立などの男女共同参画を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、男女共同参画の実現に向けた各種施策をより一層、総合的かつ計画的に推進するため、「第5次おかやまウイズプラン」を令和2年度に策定しました。

この計画では、①男女の人権の尊重とパートナーシップ、②社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に気づく視点、③女性のエンパワーメントの促進とチャレンジ支援、④さまざまな主体との協働の推進の4つを基本的な視点として、計画全体の目標「男女が共に輝くおかやまづくり」を実現するため、3つの基本目標と14の重点目標を定めています。

図表1-6 第5次おかやまウイズプランの体系

基本目標	重点目標
I 男女共同参画 社会の基盤づくり	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し 2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進 3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進 4 男性にとっての男女共同参画の推進
II 男女の人権が尊重 される社会の構築	5 男女間のあらゆる暴力の根絶 6 情報化社会における女性の人権の尊重 7 生涯を通じた女性の健康支援 8 生活困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり
III 男女が共に活躍 する社会づくり	9 政策・方針決定過程への女性の参画促進 10 地域社会における男女共同参画の推進 11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大 12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 13 女性のチャレンジ支援 14 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

#### (4) 本市における取組

本市の男女共同参画の推進は、昭和 61 年（1986 年）の「男女雇用機会均等法」が施行された翌年の昭和 62 年（1987 年）に開催した「玉野市婦人問題地域懇談会」を皮切りに、昭和 63 年（1988 年）に総務課内に婦人生活係を設置、平成元年（1989 年）には「玉野市男女共同参画推進審議会」の前身である「玉野市女性問題協議会」を設置し、推進の歩みを始めました。

平成 7 年（1995 年）には、女性の活躍を支援するために、市内の女性を中心として構成されている団体からの参加者を募り、「玉野市女性団体連絡協議会」を立ち上げ、市民フォーラムの開催を行うなど、市と共同しながら市民意識の醸成を図っていきました。

このような取組を進める中で、平成 11 年（1999 年）に国において「男女共同参画社会基本法」が制定され、全国的に男女共同参画社会推進のうねりが加速し、平成 12 年（2000 年）に、市議会の協力のもと取り組んだ本市初となる女性議会の開催、平成 13 年（2001 年）には、玉野市女性問題協議会から「玉野市男女共同参画社会の推進のための制度の在り方」及び「玉野市男女共同参画に関する基本計画の在り方」の答申を受けて、翌年の平成 14 年（2002 年）に「玉野市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、市の施策を総合的・計画的に推進するため、市長を本部長とする「玉野市男女共同参画推進本部」を設置しました。

また、同年 4 月、男女共同参画の活動拠点として、日の出ふれあい会館内に「男女共同参画推進センター」及び「男女共同参画相談支援センター」の機能を設置するとともに、9 月には男女の人権尊重をもとに、誰もが生き生きと自分らしく生きていくことのできるまちを目指して、「男女共同参画都市」を宣言しました。

平成 14 年（2002 年）4 月には「たまの男女共同参画プラン」、平成 19 年（2007 年）3 月には「新たまの男女共同参画プラン」、平成 24 年（2012 年）3 月には「第 3 次たまの男女共同参画プラン」を策定しました。

そして、平成 29 年（2017 年）3 月には「誰もがいきいきと自分らしく生きていくことのできるたまの」を基本理念とした「第 4 次たまの男女共同参画プラン」を策定し、基本目標に沿ったさまざまな施策や事業に取り組んでいます。

## 第2章 本市の現状と課題

### 1 統計データからみる本市の現状

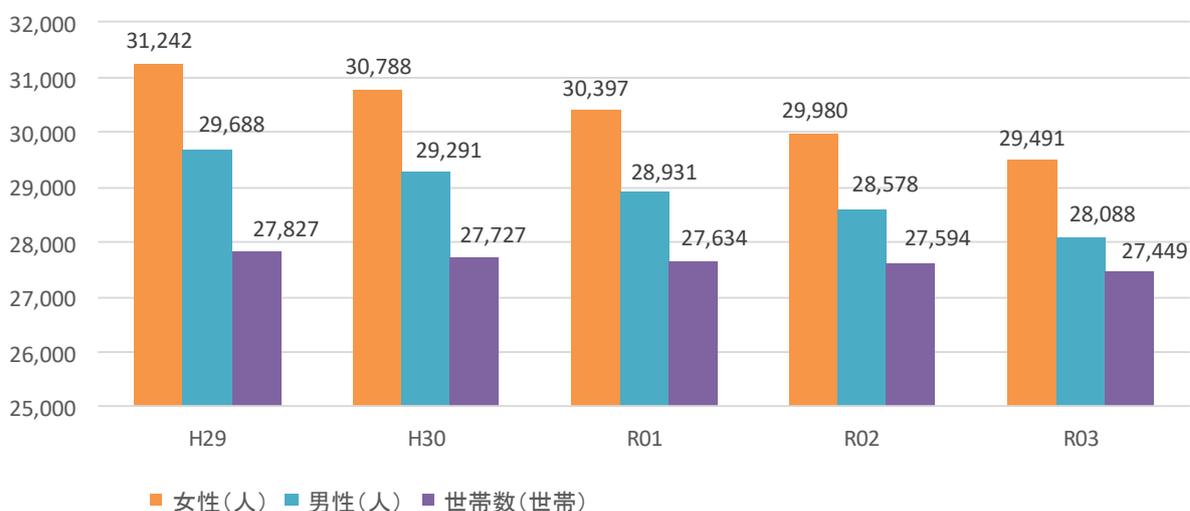
#### (1) 人口等の現状

##### ①人口・世帯数の推移

本市の人口は、令和3年3月末現在、女性は29,491人、男性は28,088人であり、平成29年から女性は約1,750人の減少、男性は1,600人の減少となっています。

また、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、令和3年3月末現在2.10人であり、平成29年の2.19人から減少しています。

図表2-1 人口・世帯数の推移

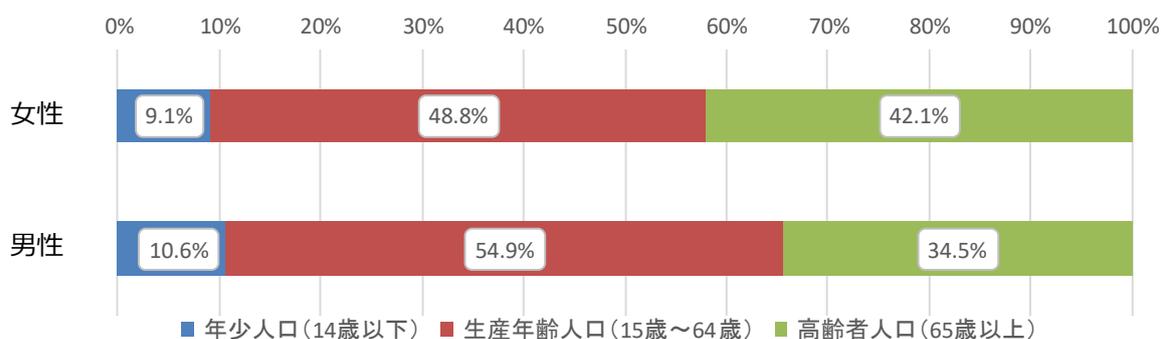


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

##### ②年齢別人口（年少人口、生産年齢人口、高齢者人口）の構成

14歳以下の年少人口比率は、男女でほとんど差はありませんが、65歳以上の高齢者人口比率は男性34.5%、女性42.1%となっており、男性に比べて女性で高齢化率が高くなっています。

図表2-2 年齢別人口の構成

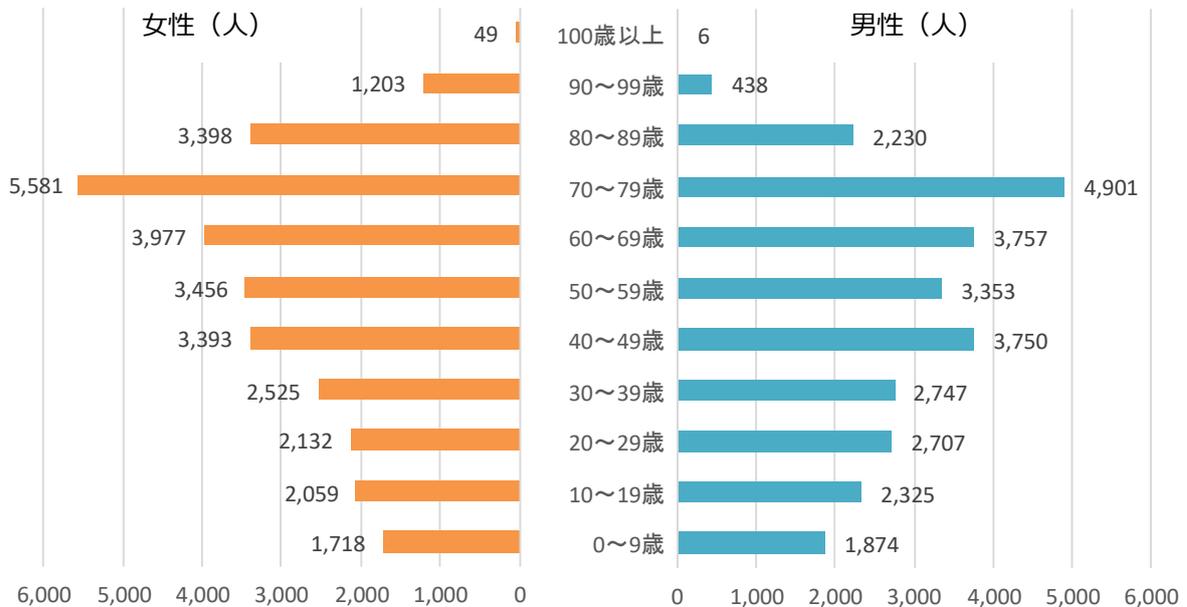


資料：住民基本台帳（令和3年3月末現在）

### ③人口ピラミッド（10歳ざみ）

本市の人口は、男女ともに70歳代が最も多くなっています。また、0歳～40歳代までは、女性よりも男性の人口が多くなっていますが、50歳代を境に女性の人口が男性を上回り、70歳代以上ではその差がさらに大きくなっています。

図表2-3 人口ピラミッド



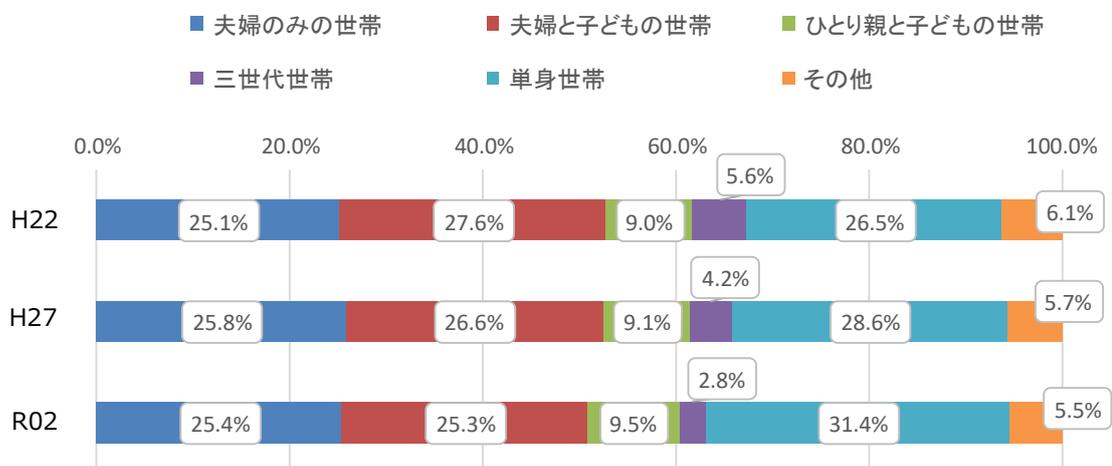
資料：住民基本台帳（令和3年3月末現在）

## （2）世帯構成比率

本市における令和2年の世帯構成は、「単身世帯」が31.4%と最も多く、次いで「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子どもの世帯」が拮抗しています。

世帯構成の推移をみると、「単身世帯」は増加傾向にあり、「三世帯世帯」は減少傾向にあります。

図表2-4 世帯構成比率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

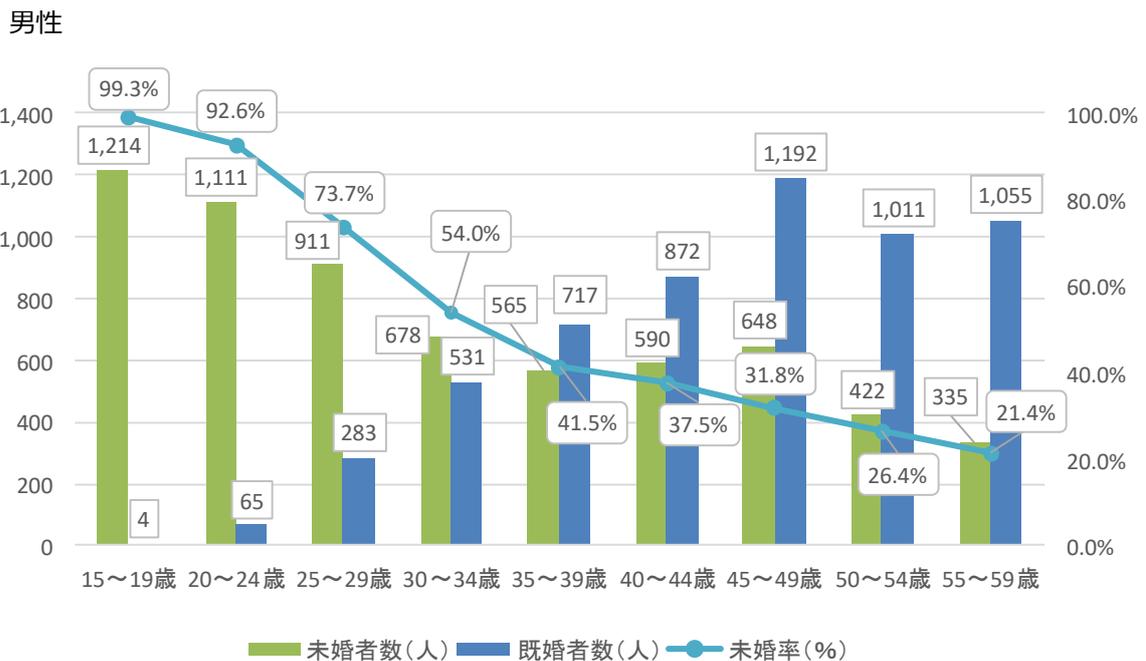
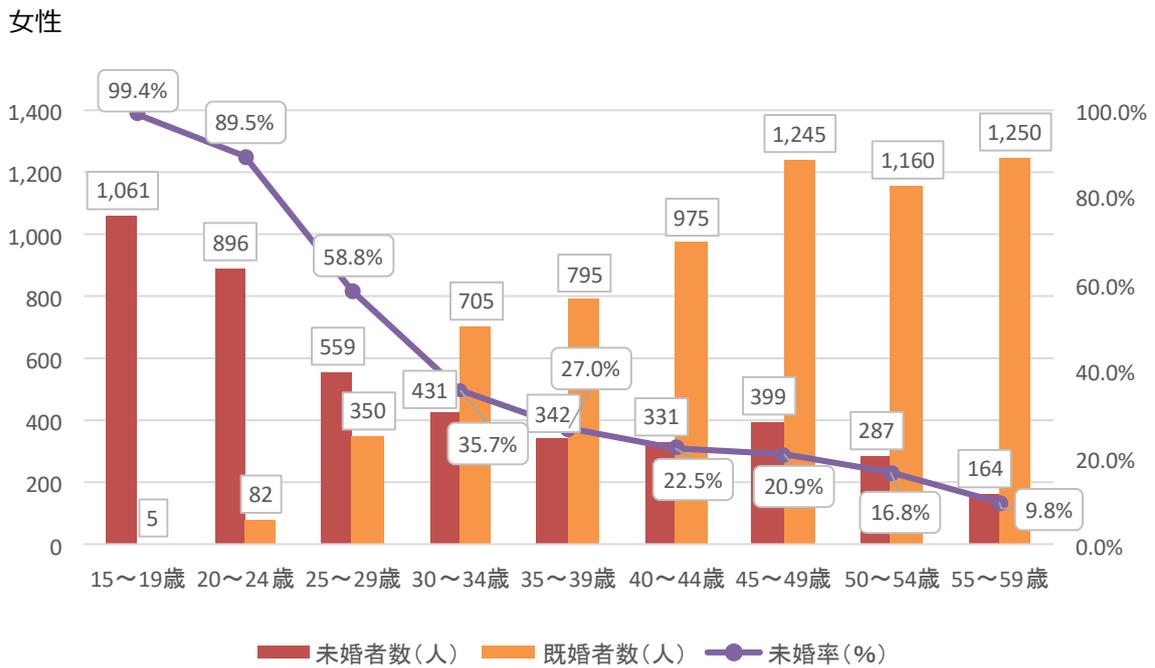
### (3) 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数について性別・年齢別にみると、女性では、20歳代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30歳代前半になると既婚者数が未婚者数を大きく上回っています。

一方、男性では、30歳代前半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30歳代後半になると既婚者数が未婚者数を上回っています。

また、未婚率は、15～19歳を除くすべての年代で、女性よりも男性の方が高くなっています。

図表2-5 年齢別未既婚者数・未婚率（性別）



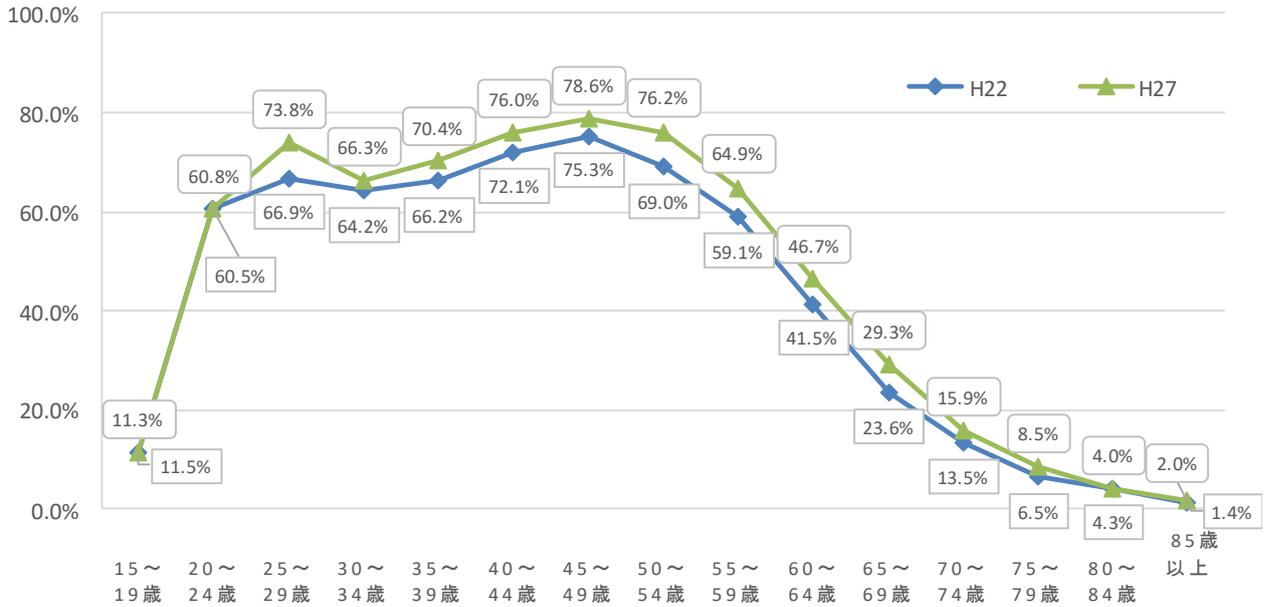
資料：令和2年 国勢調査

#### (4) 女性の就業率

平成 27 年における本市の女性の年齢別就業率は、平成 22 年と比較して増加傾向にあります。また、結婚や出産により、30 歳代に一旦就業率が下がる「M 字カーブ※」は、平成 22 年と比較して顕著になっています。

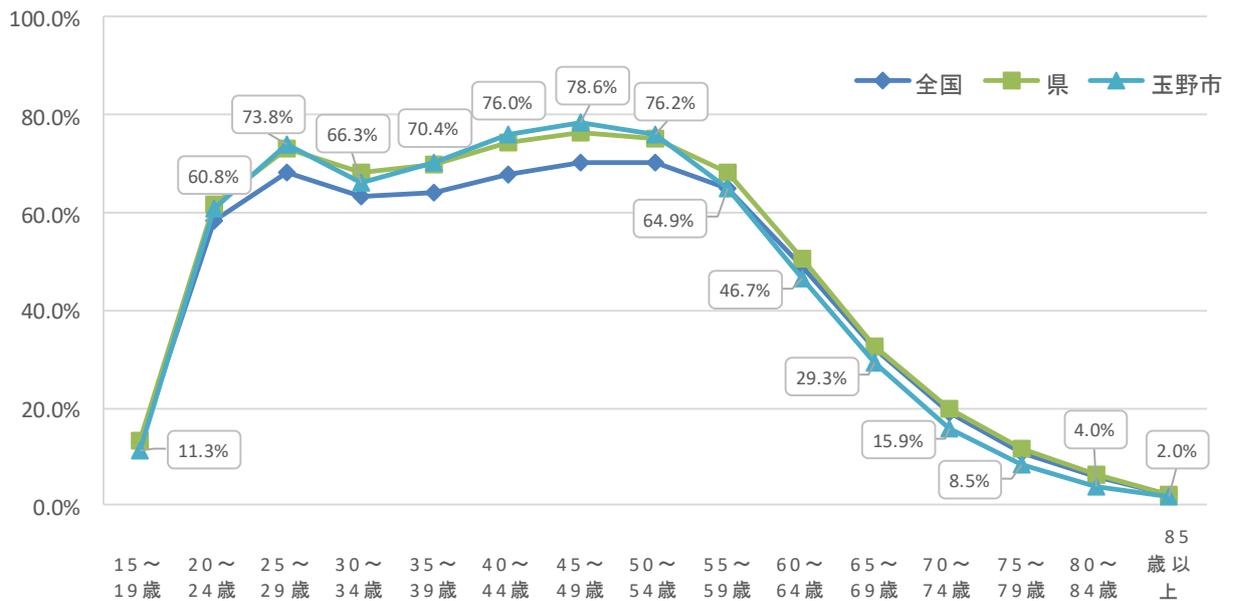
全国や県と比較するとおおむね同じ傾向にありますが、20 歳～54 歳までは、全国と比較して女性の就業率が高くなっています。

図表 2 - 6 女性の年齢別就業率（経年比較）



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

図表 2 - 7 女性の年齢別就業率（全国・県との比較）



資料：平成 27 年 国勢調査

※数字は玉野市

## (5) ひとり親家庭の状況

本市におけるひとり親家庭数は、減少傾向にあります。ひとり親家庭の大部分を母子世帯が占めています。

図表 2 - 8 ひとり親家庭数の推移

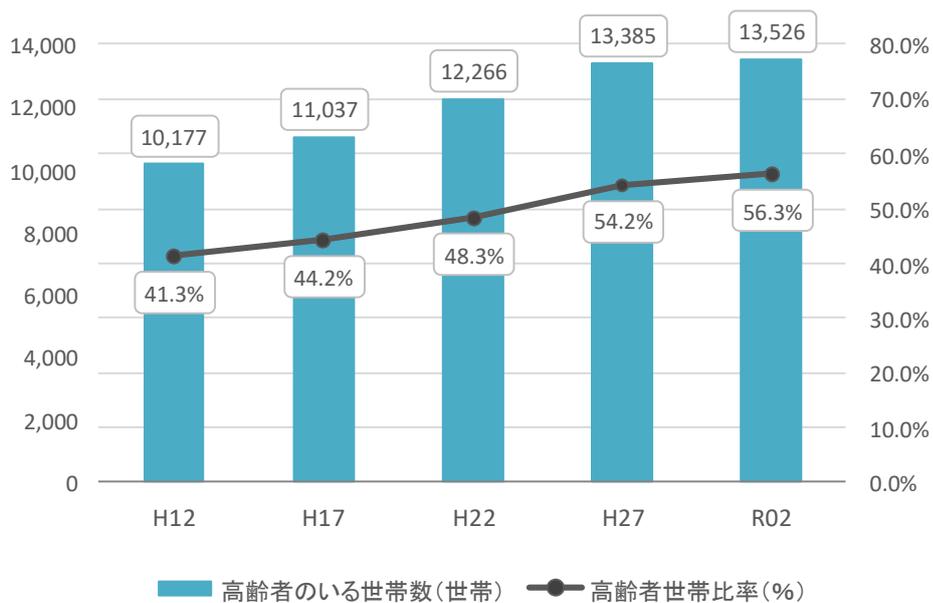


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

## (6) 高齢者世帯の状況

65 歳以上の高齢者のいる世帯数は増加傾向にあり、令和 2 年における高齢者のいる世帯数は 13,526 世帯で、全世帯数に占める構成比は 56.3%と過半数を占めています。

図表 2 - 9 高齢者世帯数・高齢者世帯比率の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

## 2 第4次たまの男女共同参画プランにおける評価指標の達成状況

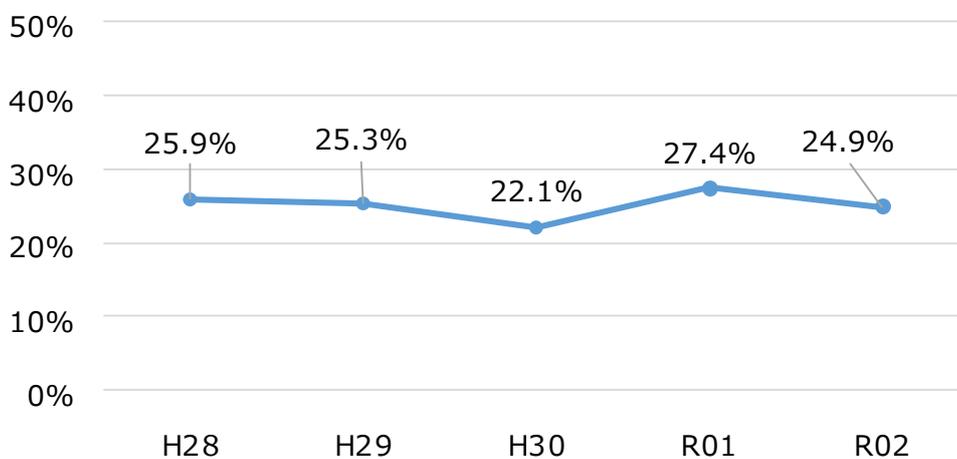
第4次たまの男女共同参画プランでは、玉野市総合計画に基づいて毎年度実施している市民意識調査のうち、男女平等意識の項目を指標として設定しました。

評価指標：男女が平等に扱われていると感じている市民の割合

目標数値：令和3年度市民意識調査で「平等である」の割合を30%以上とする

目標を設定した平成28年度から令和2年度に実施した市民意識調査の結果、目標である30%に届いていません。

図表2-10 男女が平等に扱われていると感じている市民の割合



資料：玉野市 市民意識調査

### 3 市民意識調査の結果からみる現状と課題

市民の男女共同参画に関する意識や意見等を把握し、本プラン策定の基礎データとするともに、今後の男女共同参画施策推進のための参考資料とするため、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

#### <調査の概要>

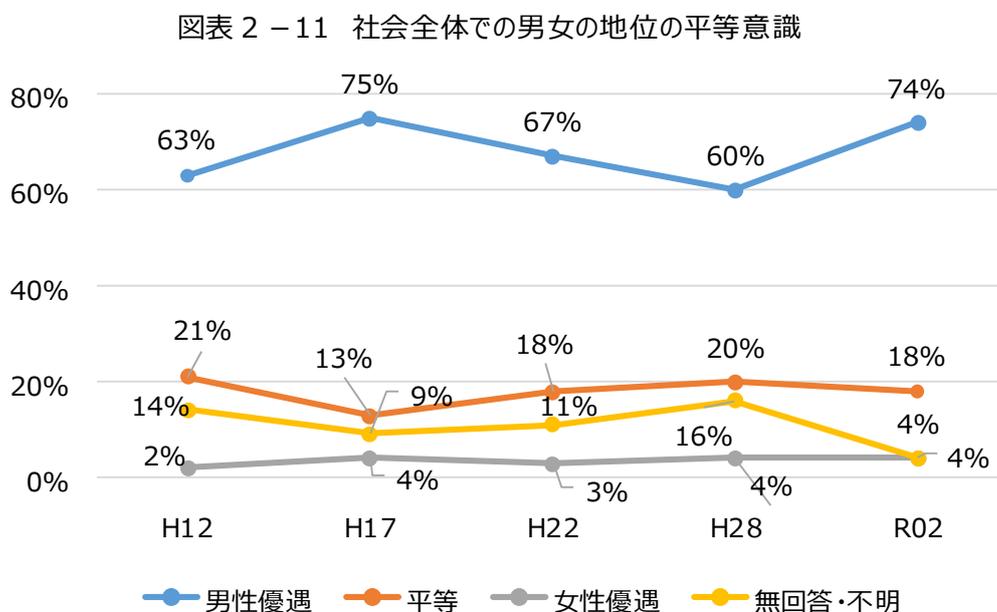
調査対象	玉野市に居住する 18 歳以上の男女 1,500 人（女性 750 人・男性 750 人）
調査方法	郵送配布・回収及び電子申請サービスを用いたインターネットによる調査
調査期間	令和 2 年 9 月 29 日～10 月 20 日
回収結果	回収数：736 件 回収率：49.1% 内訳：女性 413 件、男性 321 件、その他 0 件、無回答 2 件

#### (1) 男女平等意識と男女の役割分担

##### ① 社会全体での男女の地位の平等意識

社会全体での男女の地位について、玉野市男女共同参画推進条例の導入前である平成 12 年からおよそ 5 年ごとに実施している男女共同参画に関する市民意識調査の結果を経年比較すると、下記の図表 2-11 のとおりとなっています。

依然として、男性優遇意識が高く、社会全体での男女の地位の不平等感は改善されているとは言えない状況です。



資料：玉野市 男女共同参画に関する市民意識調査

## ②各分野での男女の地位の平等意識

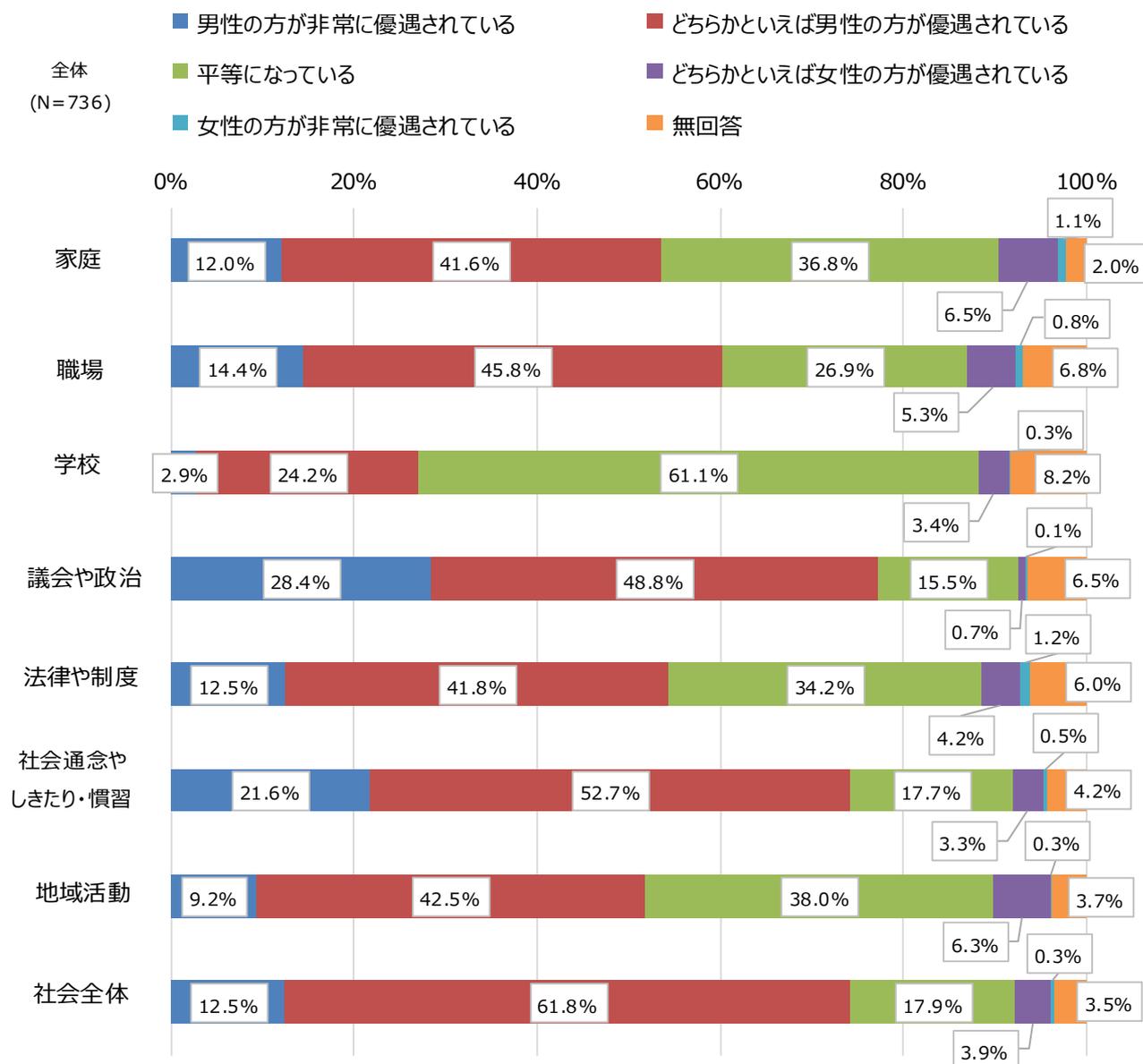
各分野での男女の地位の平等意識について、『男性優遇』と回答した人は、「学校」を除いたすべての分野において5割を超え、特に、「議会や政治」（77.2%）、「社会通念やしきたり・慣習」（74.3%）、「社会全体」（74.3%）では7割を超えています。

『平等になっている』と回答した人は、「学校」（61.1%）で最も高くなっており、約6割となっています。『女性優遇』は、どの分野でも少ない状況です。

※『男性優遇』…「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた割合

※『女性優遇』…「女性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」を合わせた割合

図表 2 - 12 各分野での男女の地位の平等意識



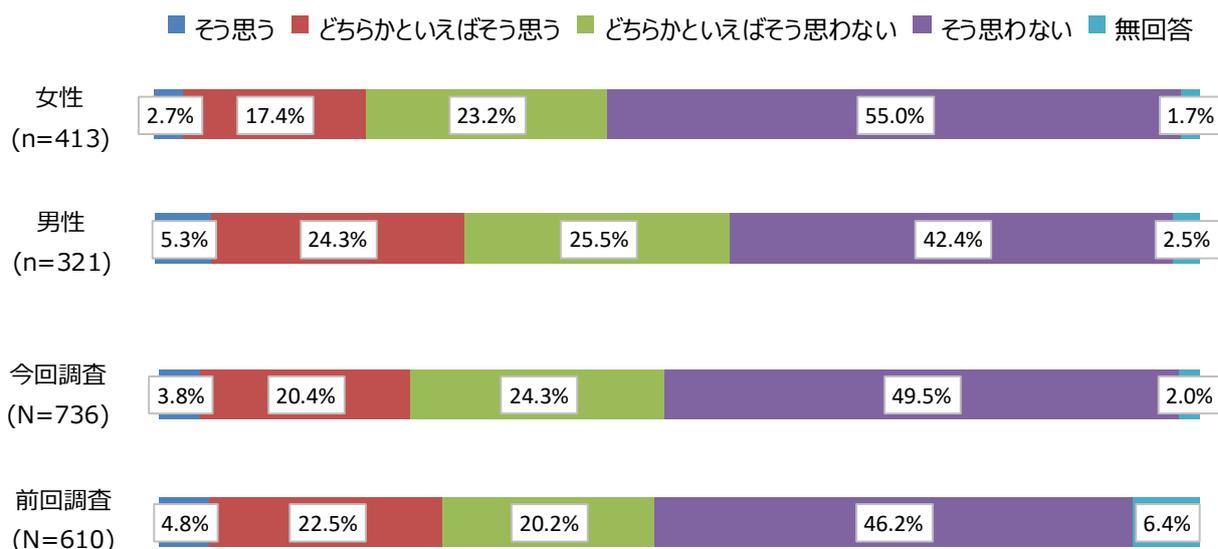
資料：玉野市 男女共同参画に関する市民意識調査

### ③「男は仕事、女は家庭」という考え方について

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、『反対意向』は男性（67.9%）よりも女性（78.2%）で高くなっています。また、前回の調査と比較して、『反対意向』は7.4ポイント増加しています。

※『反対意向』…「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた割合

図表 2 - 13 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：玉野市 男女共同参画に関する市民意識調査

### ④家庭での役割分担

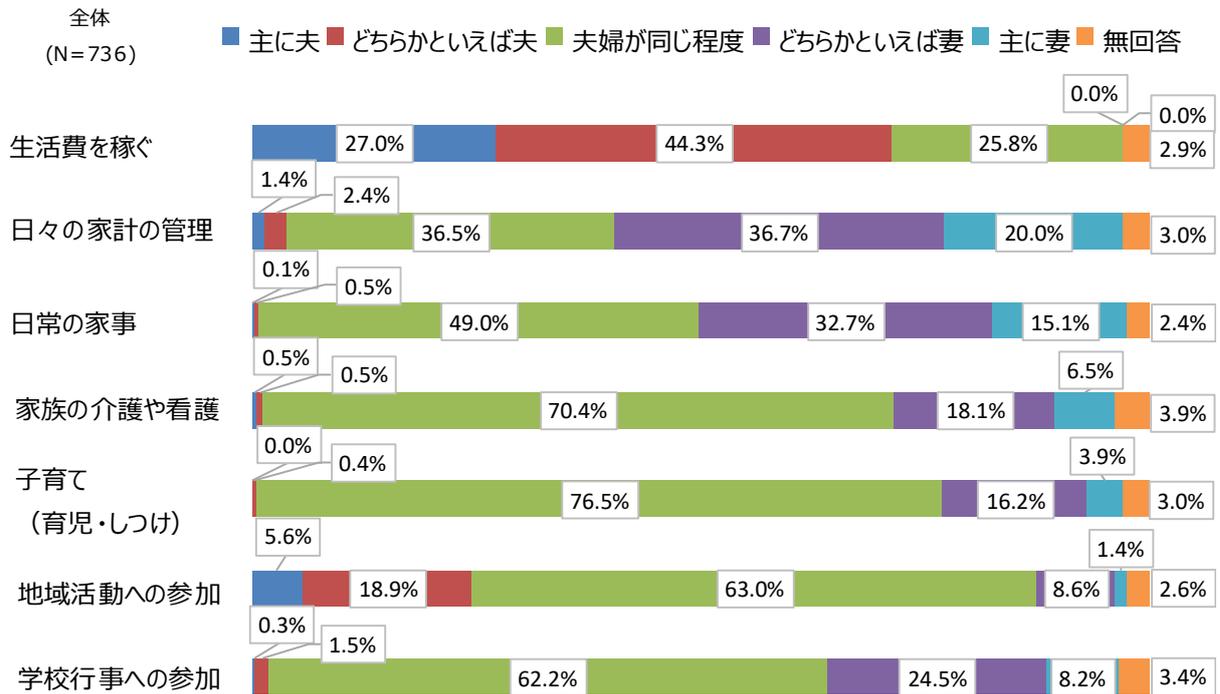
家庭での役割分担について、【理想】では「生活費を稼ぐ」と「日々の家計の管理」を除くすべての項目で「夫婦が同じ程度」と回答した人が最も多くなっていますが、【現実】では「生活費を稼ぐ」を除くすべての項目で「どちらかといえば妻」、「主に妻」と回答した人が多くなっています。

「生活費を稼ぐ」は、【理想】でも【現実】でも「主に夫」、「どちらかといえば夫」と回答した人が多くなっています。

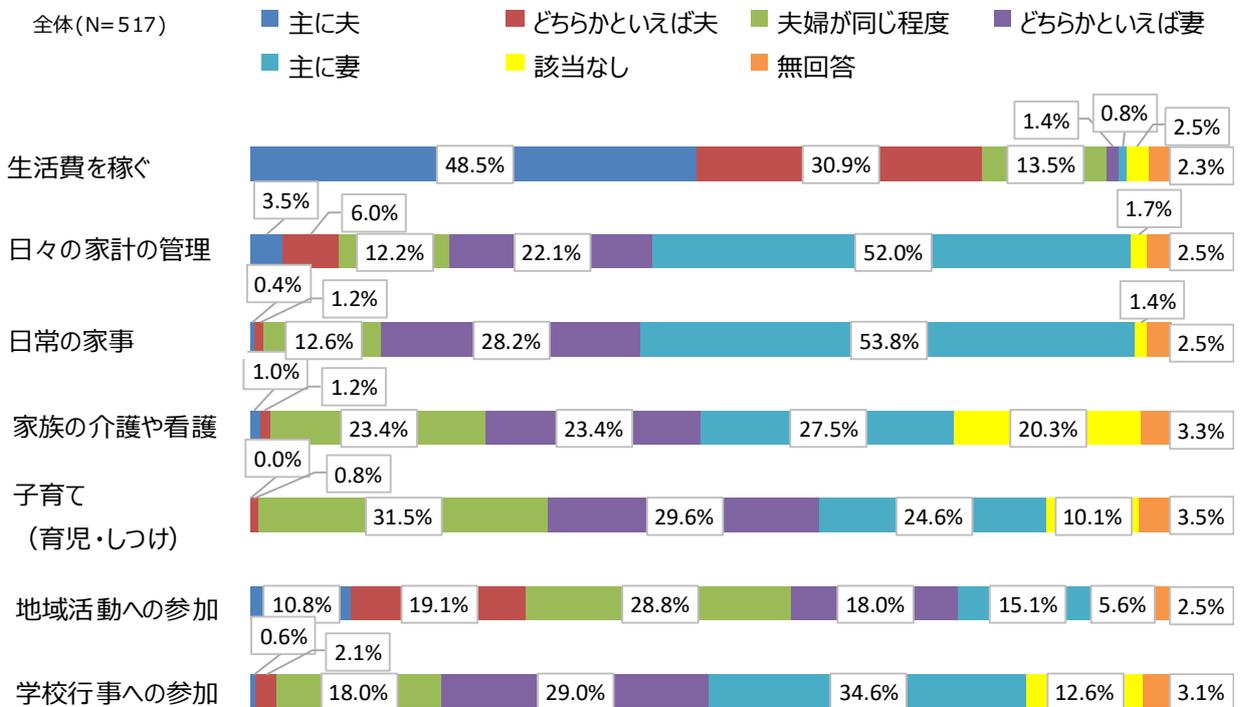
【理想】では、「夫婦が同じ程度」は「子育て（育児・しつけ）」、「家族の介護や看護」で特に多く、7割を超えています。

【現実】では、「主に夫」、「どちらかといえば夫」は「生活費を稼ぐ」で最も多く、約8割となっています。「主に妻」、「どちらかといえば妻」は「日常の家事」、「日々の家計の管理」で特に多くなっています。

図表 2 - 14 家庭での役割分担【理想】



図表 2 - 15 家庭での役割分担【現実】



資料：玉野市 男女共同参画に関する市民意識調査

## 現状と課題

社会全体での男女の地位について、74%の人が「男性の方が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答しており、依然として社会全体での男女の地位の不平等感は改善されているとは言えない状況です。

「男は仕事、女は家庭」という考え方に同意しない人は、前回の調査では66.4%でしたが、今回の調査では73.8%に増えており、性別による固定的な役割分担意識\*は薄れてきています。

しかしながら、実情をみると、「生活費を稼ぐ」のは男性の役割、「日常の家事」や「家計の管理」などの家庭のことは女性の役割となる傾向にあり、性別による固定的役割分担の解消が実現していない現状が読み取れます。

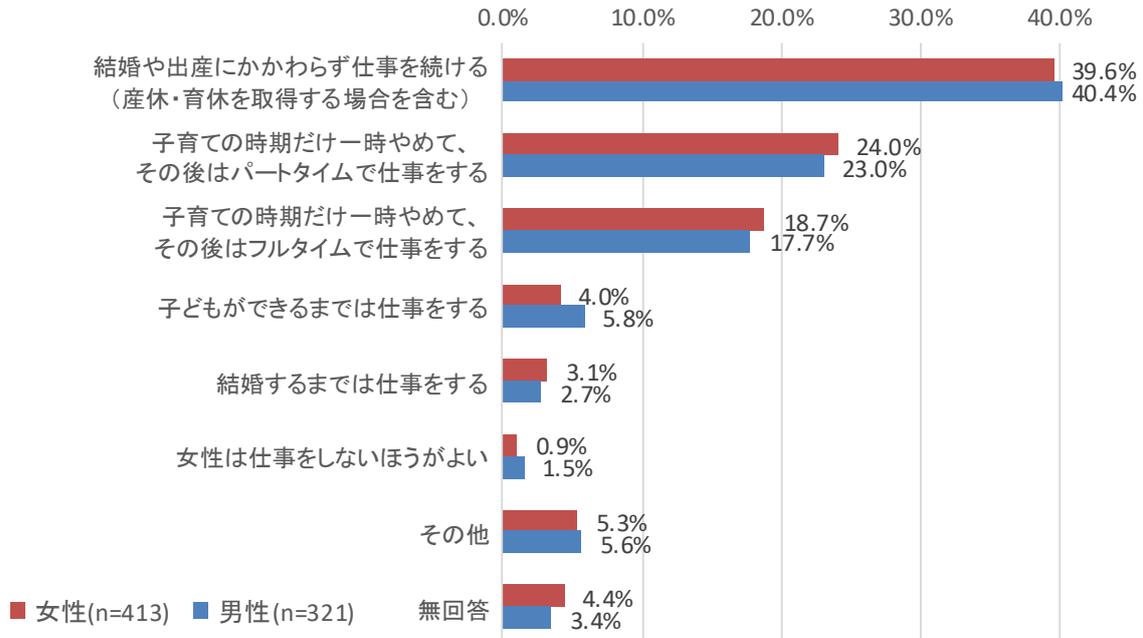
- ・男女の不平等感を解消するために、家庭、職場、学校、地域など、様々な場面で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で、男女共同参画社会の実現に向けた取組を継続して行っていく必要があります。
- ・家庭における性別による固定的役割分担意識を解消し、男女が社会の対等なパートナーとして個人の能力を発揮できるよう、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成を図ることが必要です。

## (2) 職業生活

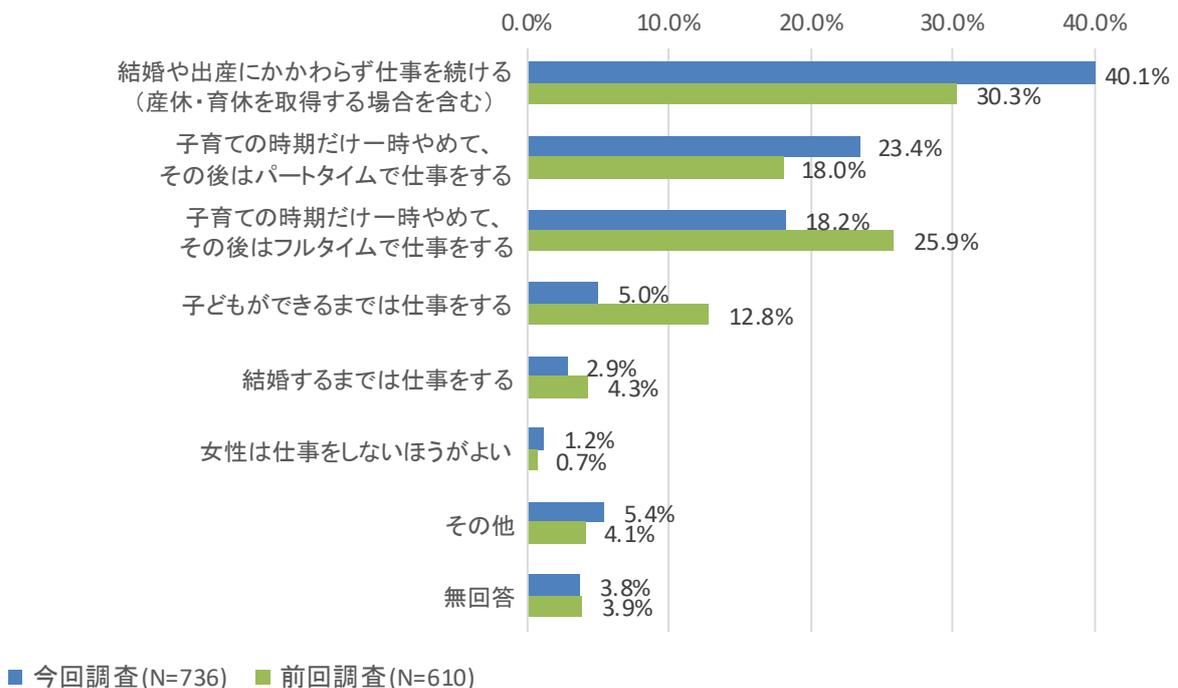
### ① 望ましいと思う女性の働き方

望ましいと思う女性の働き方について、男女ともに「結婚や出産にかかわらず仕事を続ける」と回答した人が多くなっています。また、前回の調査と比較すると、「結婚や出産にかかわらず仕事を続ける」と回答した人が9.8ポイント増加しています。

図表2-16 望ましいと思う女性の働き方（男女別）



図表2-17 望ましいと思う女性の働き方（前回の調査との比較）

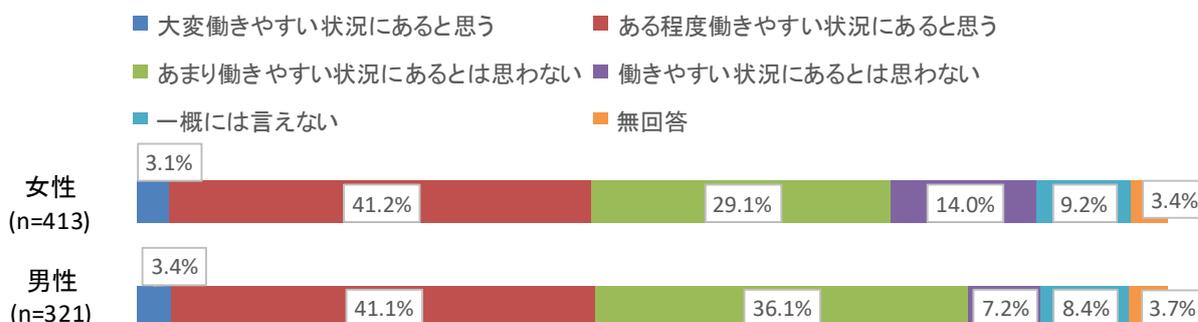


資料：玉野市 男女共同参画に関する市民意識調査

## ②現在の社会の女性の働きやすさ

現在の社会の女性の働きやすさについて、男女ともに約4割の人が「あまり働きやすい状況にあるとは思わない」、「働きやすい状況にあるとは思わない」と回答しています。「働きやすい状況にあるとは思わない」と回答した人は、男性に比べて女性で多くなっています。

図表2-18 「現在の社会の女性の働きやすさ」について

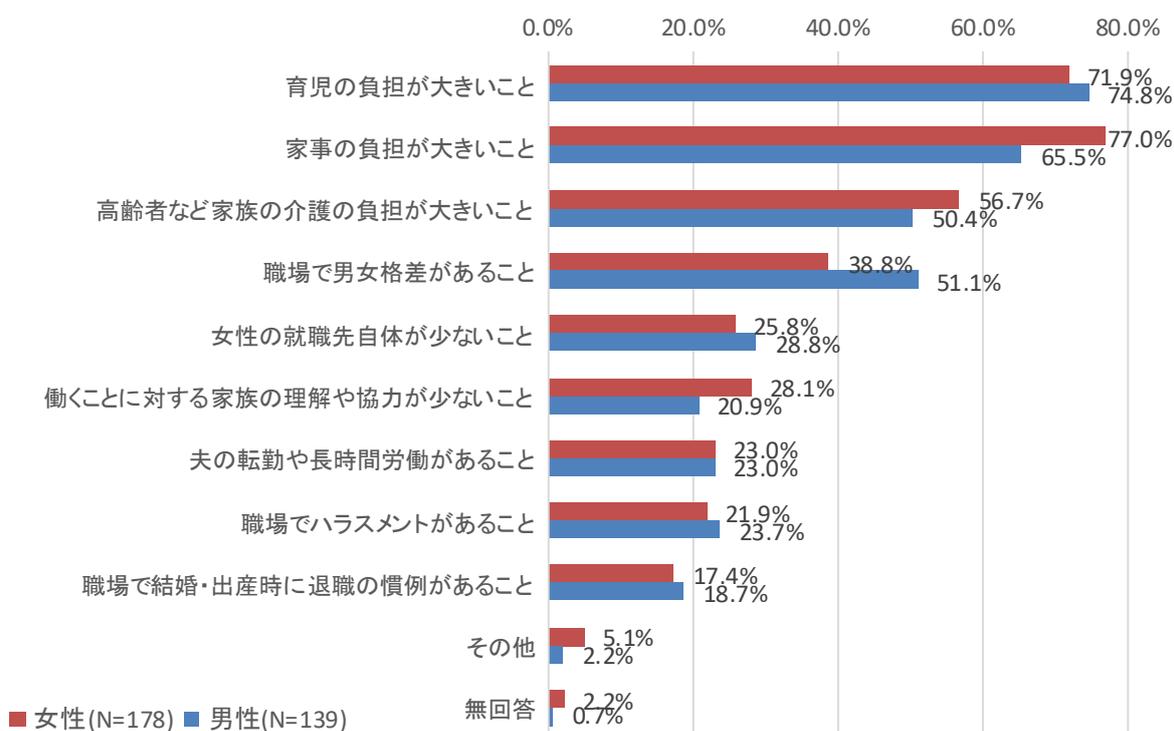


資料：玉野市 男女共同参画に関する市民意識調査

## ③女性が働きにくいと思う理由

女性が働きにくいと思う理由について、男女ともに「家事の負担が大きいこと」、「育児の負担が大きいこと」と回答した人が多くなっています。特に、女性では約8割の人が「家事の負担が大きいこと」と回答しています。「職場で男女格差があること」と回答した人は、女性よりも男性で多くなっています。

図表2-19 女性が働きにくいと思う理由

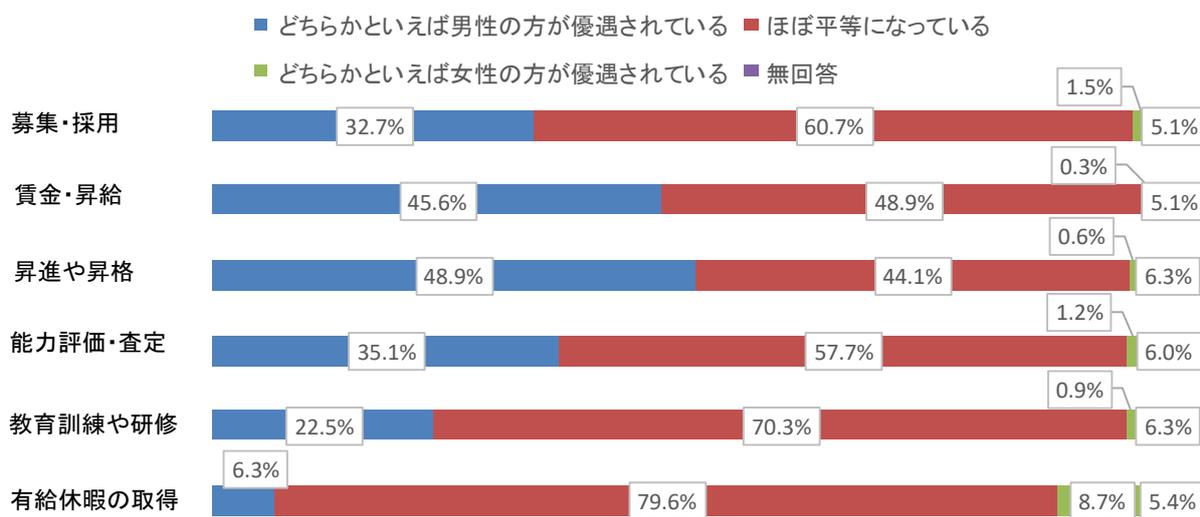


資料：玉野市 男女共同参画に関する市民意識調査

#### ④職場における男女の扱い

職場における男女の扱いについて、「有給休暇の取得」では約8割の人が「ほぼ平等になっている」と回答しています。一方、「昇進や昇格」、「賃金・昇給」では、5割弱の人が「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答しています。

図表2-20 職場における男女の扱い



全体(N=736)

資料：玉野市 男女共同参画に関する市民意識調査

### 現状と課題

女性の働き方について、「結婚や出産にかかわらず仕事を続ける」のが望ましいと考えている人は、前回の調査では30.3%でしたが、今回の調査では40.1%に増えており、女性が職業生活で活躍することに対して賛成する人は増えています。

しかしながら、約4割の人は女性の労働環境について、「あまり働きやすい状況にあるとは思わない」、「働きやすい状況にあるとは思わない」と回答しており、その理由として、育児や家事、高齢者など家族の看護の負担が大きいことや、職場で男女格差があることなどが挙げられています。

さらに、職場における男女の扱いについて、「昇進や昇格」、「賃金・昇給」などでは、5割弱の人が「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答しており、職場における男女の扱いに格差があることがうかがえます。

- ・女性が働きやすい環境を整備するため、女性の育児や家事、家族の看護等の負担軽減を図ることが必要です。
- ・男女が社会の対等なパートナーとして個人の能力を十分発揮できるように、職場における男女格差を是正することが必要です。

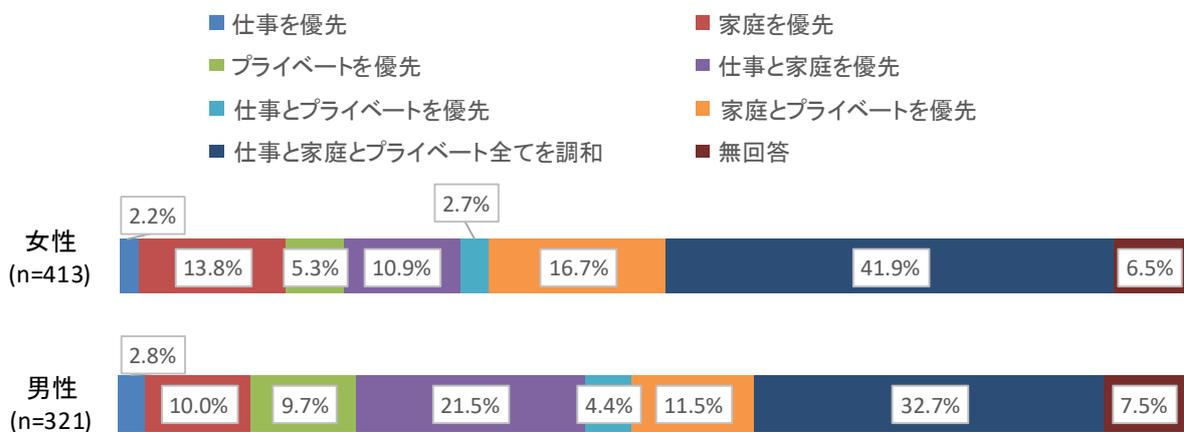
### (3) ワーク・ライフ・バランス※（仕事と生活の調和）

#### ① 日常生活の理想と現実

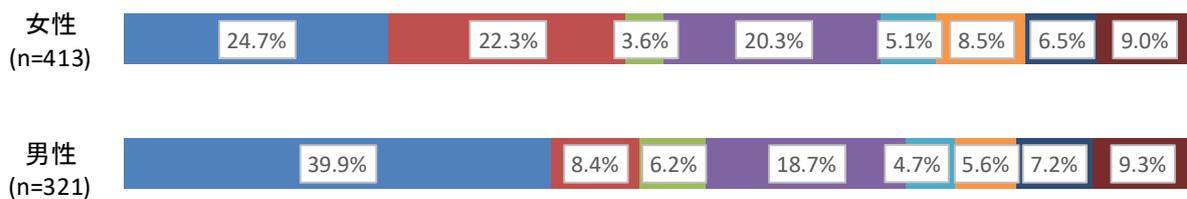
日常生活の理想と現実の優先度について、【理想】では男女とも「仕事と家庭とプライベート全てを調和したい」と回答した人が37.9%と最も多くなっています。

しかしながら【現実】では、女性は「仕事を優先している」（24.7%）、「家庭を優先している」（22.3%）、「仕事と家庭を優先している」（20.3%）と回答した人が多く、男性は「仕事を優先している」（39.9%）と回答した人が多い状況です。

図表 2 - 21 日常生活の【理想】の優先度



図表 2 - 22 日常生活の【現実】の優先度

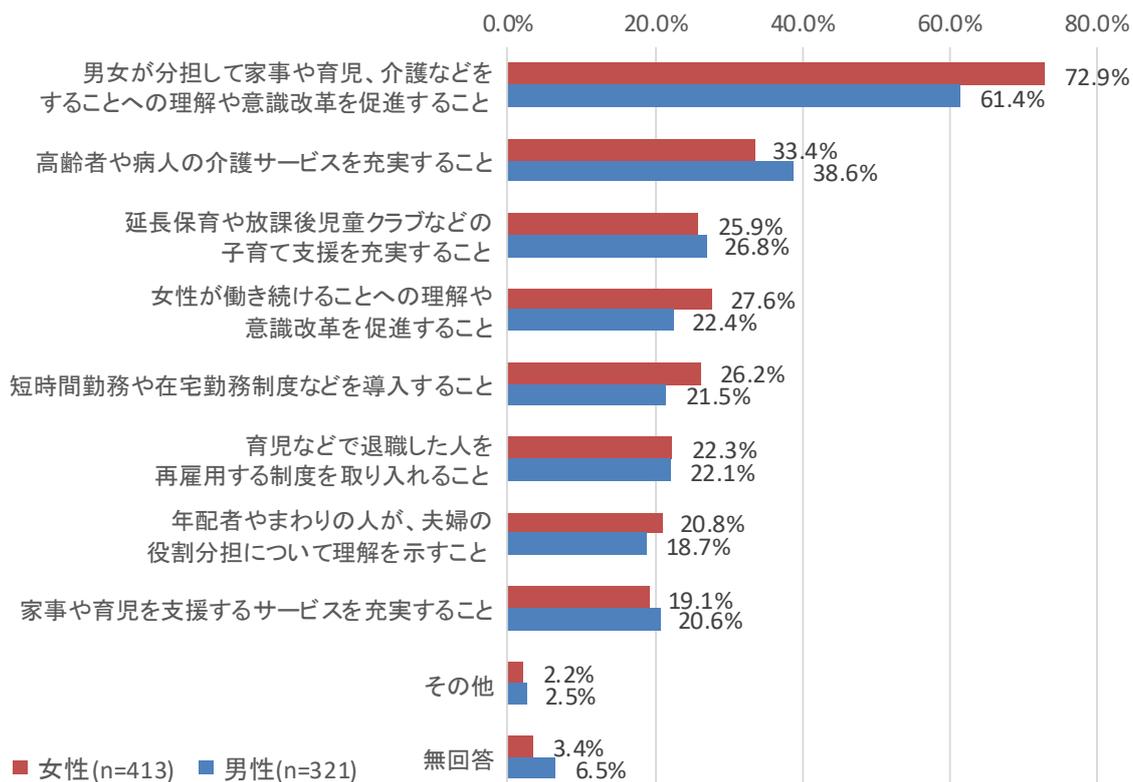


資料：玉野市 男女共同参画に関する市民意識調査

## ②ワーク・ライフ・バランス実現のために必要なこと

ワーク・ライフ・バランス実現のために必要なことについて、男女ともに「男女が分担して家事や育児、介護などを行うことへの理解や意識改革を促進すること」と回答した人が最も多く、男性に比べて女性で特に多くなっています。次いで、「高齢者や病人の介護サービスを充実すること」、「延長保育や放課後児童クラブなどの子育て支援を充実すること」など、福祉サービスや子育て支援サービスの充実を挙げる人が多くなっています。

図表 2 - 23 ワーク・ライフ・バランス実現のために必要だと思うこと



資料：玉野市 男女共同参画に関する市民意識調査

## 現状と課題

【理想】では男女とも「仕事と家庭とプライベートすべてを調和させたい」と考えていますが、【現実】には、女性は「仕事」や「家庭」を優先、男性は「仕事」を優先している現状があり、日常生活における【理想】と【現実】の優先度には大きな差が生じており、男女ともにワーク・ライフ・バランスが実現できているとは言えない状況です。

- ・男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、男女が分担して家事や育児、介護などを行うことについての意識改革を行うことや、子育て支援や介護サービスの充実を図ることが必要です。
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、育児・介護休業の取得促進、働き方改革の推進、短時間勤務や在宅勤務制度の導入など、男女がともに働きやすい職場環境の整備や慣行の改善が必要です。

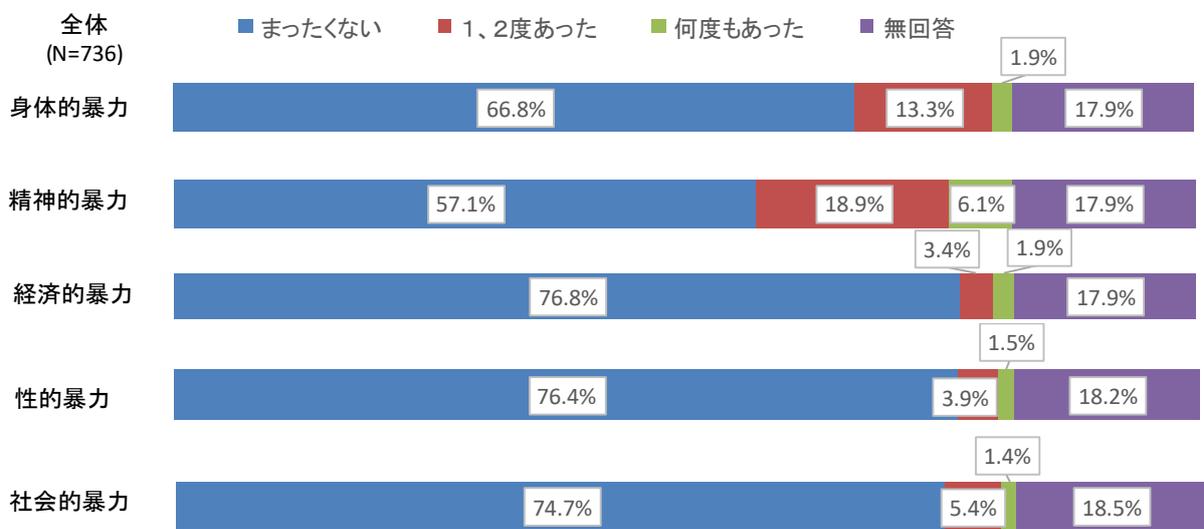
## (4) 男女間の暴力

### ①DV（配偶者等からの暴力）の経験

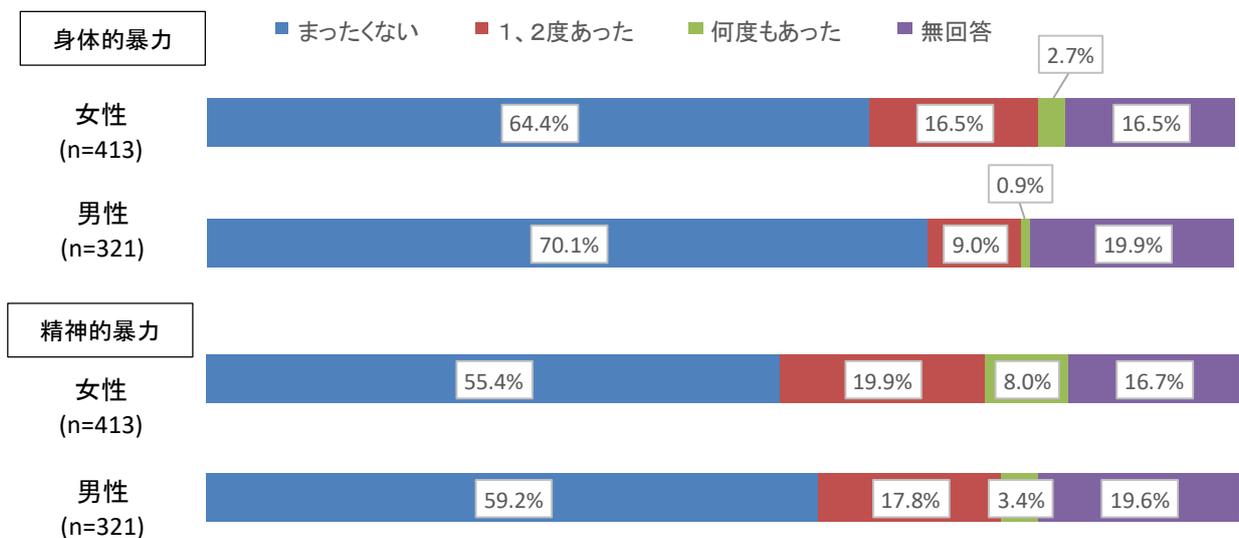
DVの経験について、「1、2度あった」、「何度もあった」と回答した人は、「精神的暴力」が最も多く、次いで「身体的暴力」が多くなっています。

性別で比較すると、「身体的暴力」では、女性は男性の約2倍、「精神的暴力」では、女性は男性の約1.3倍となっており、女性の方がDVの経験の割合は高くなっていますが、男性でDVを経験しことがある人は、「身体的暴力」では約1割、「精神的暴力」では約2割となっており、男性に対する暴力も起こっていることがうかがえます。

図表2-24 DVの経験（暴力の種類別）



図表2-25 DVの経験（性別）



資料：玉野市 男女共同参画に関する市民意識調査

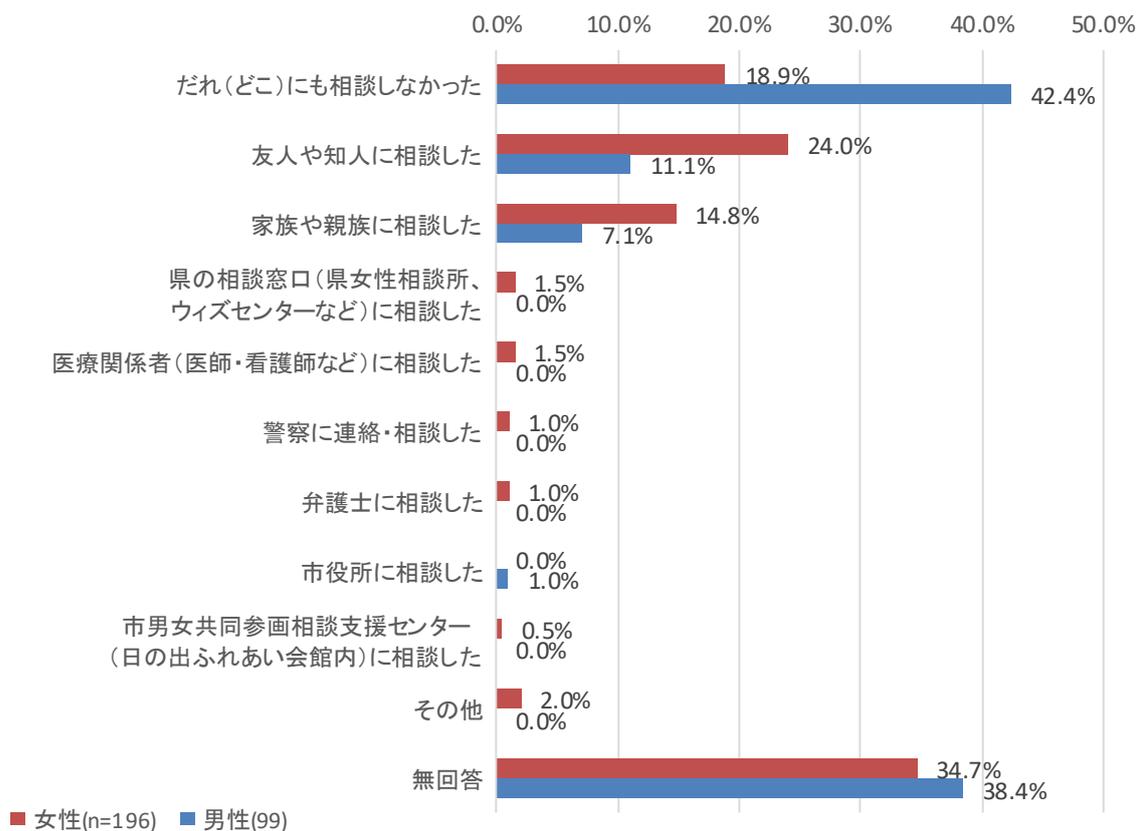
## ②DV（配偶者等からの暴力）やデートDV※（交際相手からの暴力）の相談状況

DV やデート DV の相談状況について、女性では「友人や知人に相談した」と回答した人が最も多く、次いで「だれ（どこ）にも相談しなかった」、「家族や親族に相談した」の順となっています。

一方、男性では「だれ（どこ）にも相談しなかった」と回答した人が約 40%と最も多く、次いで「友人や知人に相談した」、「家族や親族に相談した」の順となっています。

男女ともに、相談機関へ相談した人は、ごくわずかにとどまっています。

図表 2 - 26 DV やデート DV の相談状況

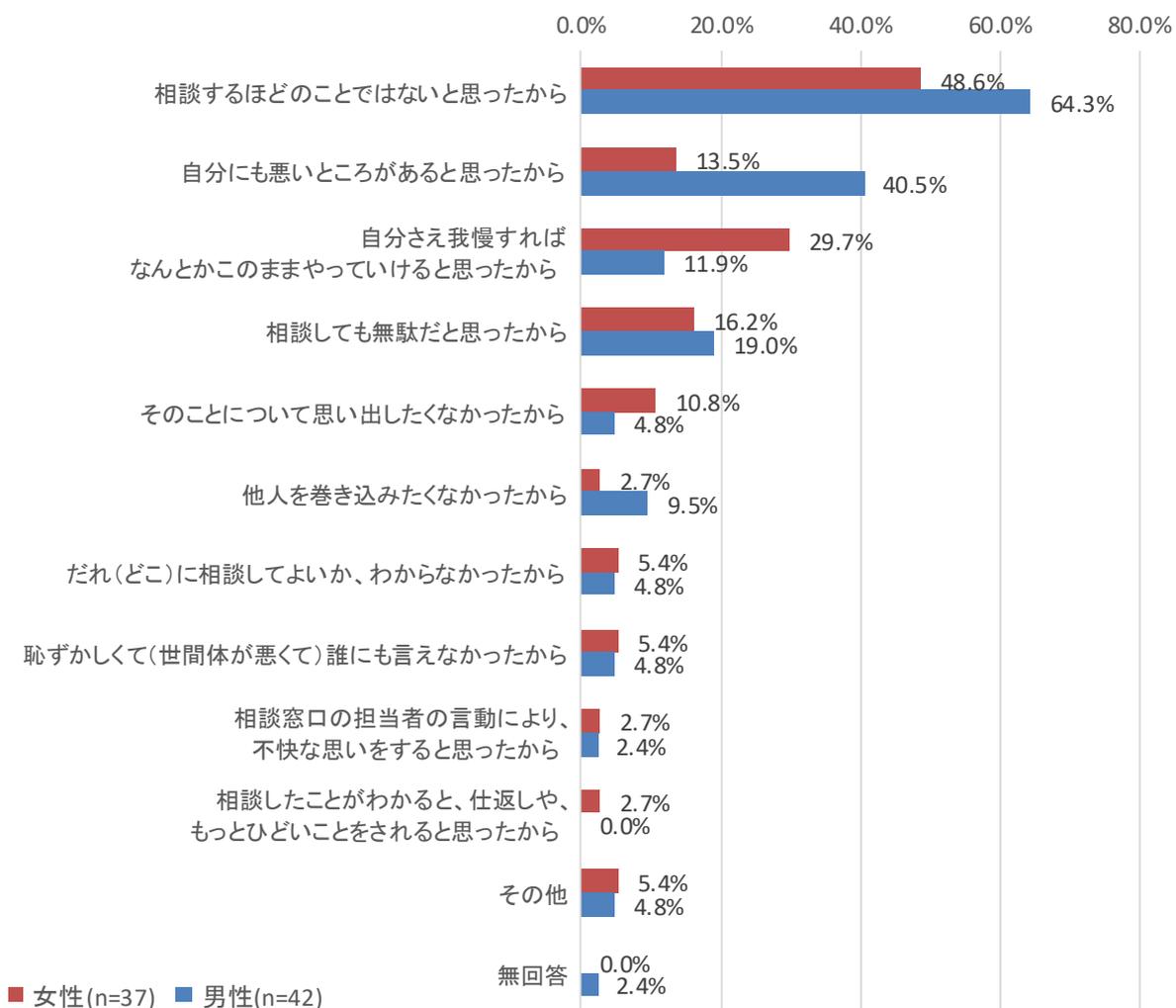


資料：玉野市 男女共同参画に関する市民意識調査

### ③DV やデート DV について、だれにも相談しなかった理由

DV やデート DV について、だれにも相談しなかった理由について、男女ともに「相談するほどのことではないと思ったから」という回答が最も多くなっています。次いで、女性では「自分さえ我慢すればなんとかこのままやっていけると思ったから」、男性では「自分にも悪いところがあると思ったから」と回答した人が多くなっています。

図表 2 - 27 DV やデート DV について、だれにも相談しなかった理由



資料：玉野市 男女共同参画に関する市民意識調査

## 現状と課題

DV の経験について、「身体的暴力」を経験したことがあると回答した人は、女性では約 5 人に 1 人、男性では約 10 人に 1 人となっています。また、「精神的暴力」を経験したことがあると回答した人は、女性では約 3.5 人に 1 人、男性では約 5 人に 1 人となっています。

DV やデート DV の被害を経験したことのある人のうち、どこにも相談しなかった人は、女性では約 2 割、男性では約 4 割にも上っています。また、男女ともに相談機関へ相談した人はごくわずかとなっています。

- ・DV は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることの周知・啓発を行うとともに、幼児期からの暴力防止に関する教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶に向けた基盤づくりの強化が必要です。
- ・DV の被害にあった時に適切に相談機関へつながるよう、相談先や相談方法の周知を強化するとともに、支援を必要とする人に適切な支援が行えるよう、相談体制の充実や関係機関との連携強化を図ることが必要です。

## (5) 性的マイノリティ

### ① 性的マイノリティの認知状況

性的マイノリティの認知状況について、「言葉と意味の両方を知っている」と回答した人は約4割です。約1割の人が「知らない」と回答しています。

図表2-28 性的マイノリティの認知状況

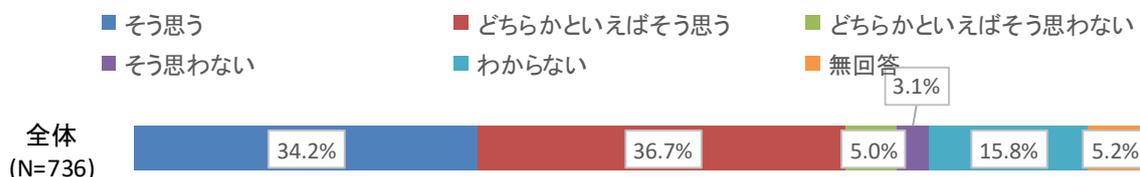


資料：玉野市 男女共同参画に関する市民意識調査

### ② 性的マイノリティにとって生活しやすい社会だと思うか

性的マイノリティにとって生活しやすい社会だと思うかについて、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人は、約7割となっています。「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した人はごくわずかとなっています。

図表2-29 「性的マイノリティにとって生活しやすい社会だと思うか」について



資料：玉野市 男女共同参画に関する市民意識調査

## 現状と課題

性的マイノリティの認知状況について、「言葉と意味の両方を知っている」と回答した人は約4割にとどまっています。

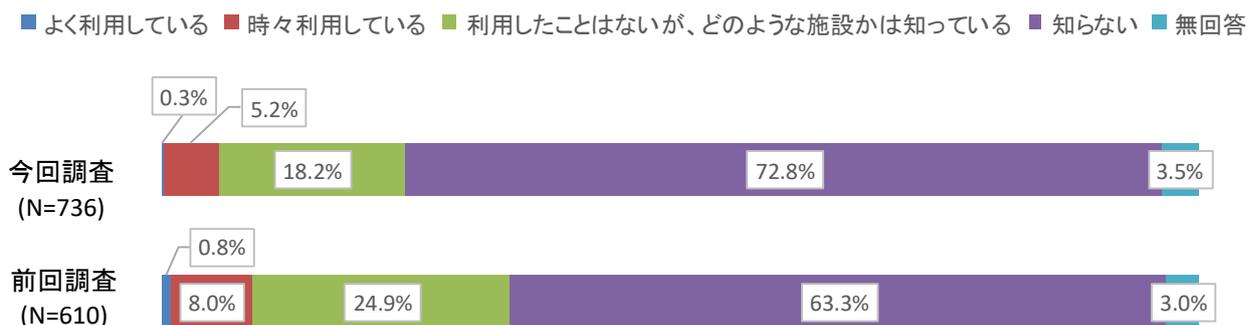
性的マイノリティにとって生活しやすい社会だと思うかという質問に対しては、約7割の人が「そう思う」、「どちらかとそう思う」と回答しており、多くの人が性的マイノリティにとって生活しやすい社会だと考えていることがわかります。

- ・すべての人が互いを認め合い、性的指向や性自認にかかわらず個人として尊重される社会を実現するために、性的指向や性自認に関する正しい理解を深めるとともに、性的マイノリティの人が生活しやすい環境を整備する必要があります。

## (6) 男女共同参画推進センターの利用状況・認知状況

男女共同参画推進センターの利用状況について、約7割の人が「知らない」と回答しています。前回の調査と比べると、「利用したことはないが、どのような施設かは知っている」と回答した人は減少し、「知らない」と回答した人は約1割増加しています。

図表2-30 男女共同参画推進センターの利用状況・認知状況



資料：玉野市 男女共同参画に関する市民意識調査

### 現状と課題

男女共同参画推進センターについて、約7割の人が「知らない」と回答しており、ほとんど認知されていない状況です。また、前回の調査と比べても認知度は下がっています。

- ・本市の男女共同参画推進拠点として、「男女共同参画推進センター」の機能の周知、利用促進を行う必要があります。
- ・DV等の相談窓口である「男女共同参画相談支援センター」（男女共同参画推進センター内に設置）の周知について強化する必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念（めざす将来像）

**誰もが いきいきと 自分らしく  
生きていくことのできる たまの**

本計画では、誰もが生き生きと自分らしく生きていくことのできる男女共同参画社会の実現を目指し、「男女共同参画社会基本法」に基づいた計画を展開します。

### 2 基本目標

本計画では、「基本理念」の実現に向け、次の3つの「基本目標」を定め、その実現を通じて、男女共同参画社会の実現を目指します。

＜基本目標Ⅰ＞  
男女共同参画社会  
実現への基盤づくり

＜基本目標Ⅱ＞  
安全・安心な  
暮らしの実現

＜基本目標Ⅲ＞  
男女が共に  
活躍する社会づくり  
(女性活躍推進計画)



**男女共同参画社会の実現**

#### ＜基本目標Ⅰ＞ 男女共同参画社会実現への基盤づくり

男女共同参画の意識は、男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備される以前と比べると浸透してきており、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は徐々に改善してきています。

一方で、実情での家庭での役割については、「生活費を稼ぐ」のは男性の役割、「日常の家事」は女性の役割となっています。また、男女の地位についても、依然として男性優遇意識が高く、社会全体での男女の地位の不平等感は根強く残っています。

家庭、職場、学校、地域などあらゆる場面で、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、男女が対等なパートナーとして社会参画できるよう、男女共同参画社会の実現を阻害する要因となる社会制度や慣行を見直していく必要があります。

男女共同参画やジェンダー平等に関する意識が市民一人ひとりに浸透するよう、人権教育を推進するとともに、学校教育や生涯学習などさまざまな機会をとらえて意識啓発を行い、男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりを推進します。

## ＜基本目標Ⅱ＞安全・安心な暮らしの実現

男女共同参画社会の実現のためには、性別や年齢などにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。

暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。なかでも、配偶者等からの暴力（DV）などの男女間の暴力は、男女が対等なパートナーであることを否定するものであり、男女共同参画社会を実現していくうえで根絶しなければならない社会問題です。男女が安心して暮らせる社会を実現するため、男女間におけるあらゆる暴力を許さない社会環境づくりを推進します。

男女が性別にかかわらず生涯にわたって健やかに自分らしい生活を送るためには、お互いの身体的性差を十分に理解し合い、互いに尊重しつつ、こころや身体の健康を増進していくことが大切です。特に、女性は妊娠や出産の可能性があることなど、生涯を通じて、男性とは異なる健康上の特性があることから、女性のライフサイクルに応じた心と身体の健康づくりを支援します。

また、生活困窮者やひとり親家庭、高齢者、障害者、性的マイノリティなど、さまざまな生活困難を抱える人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、それぞれのニーズに応じた支援を行います。

過去の災害では、性別に起因したさまざまな問題が発生したことが指摘されており、平常時の防災体制や災害発生後の対応、復興対策においても男女共同参画の視点を取り入れることが求められていることから、男女のニーズの違いを踏まえた防災・復興対策を推進します。

## ＜基本目標Ⅲ＞男女が共に活躍する社会づくり（女性活躍推進計画）

男女が共に活躍できる社会をつくるためには、男女が社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担うことが必要です。社会における女性の活躍が進むことにより、女性だけでなく、男女が共に仕事と生活を両立できる誰にとっても暮らしやすい社会の実現につながります。

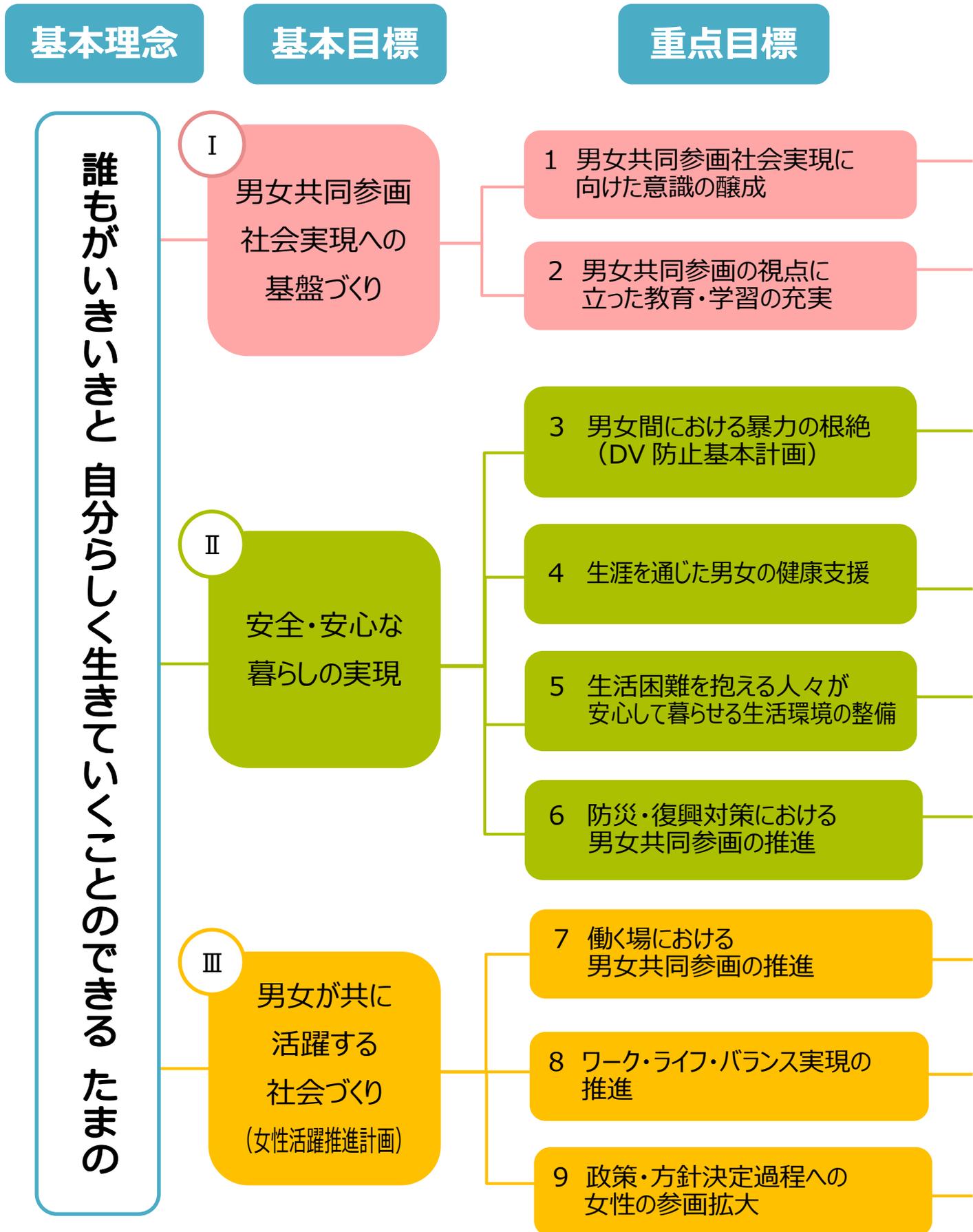
働く場においては、男女が社会の対等なパートナーとして個人の能力を十分発揮できるように、男女間の賃金格差、昇進や昇格の格差の是正など、男女の雇用機会均等に向けた取組を推進するとともに、セクシュアル・ハラスメント<sup>\*</sup>などの職場におけるあらゆるハラスメントの防止を推進するなど、男女がともに働きやすい職場環境の整備を推進します。

また、誰もが生き生きと暮らせる社会を実現するためには、職場・家庭・地域においてバランスのとれた生活ができるように環境を整えることが大切です。働き方改革の推進、育児・介護休業の取得促進などを推進するとともに、多様なライフスタイルに対応した子育て支援サービスや福祉サービスの充実により、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりを推進します。

行政や事業者の政策・方針決定の過程において、男女がともに参画し女性の活躍が進むことは、さまざまな視点が確保されることになり、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

女性の社会進出は以前に比べて進んではいますが、政策・方針決定の場への女性の参画はいまだに十分とは言えない状況であることから、あらゆる分野において女性の参画を促進します。

### 3 計画の体系図



## 主要施策

- (1) 社会制度・慣行等の見直しに向けた啓発
- (2) 人権を尊重する意識づくり
- (3) 男女共同参画の視点に立った学校教育等の推進
- (4) 男女共同参画の視点に立った生涯学習等の推進
- (5) 男女間における暴力の予防のための基盤づくり
- (6) 性犯罪・性暴力対策の推進
- (7) 被害者への相談体制の充実
- (8) 被害者の安全確保と自立支援
- (9) 生涯を通じた男女の健康の包括的な支援
- (10) 性と生殖に関する教育の充実及び母子保健サービスの充実
- (11) 生活困難を抱える人々が安心して暮らせる生活環境の整備
- (12) 防災・復興対策における男女共同参画の推進
- (13) 男女が対等なパートナーとして働くことのできる職場環境づくり
- (14) 各種ハラスメントの防止
- (15) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり
- (16) 多様なライフスタイルに対応した子育て・福祉サービスの充実
- (17) 行政・教育分野における女性の参画拡大
- (18) 地域・事業所における女性の参画拡大

# 第4章 計画の内容

## 1 基本目標と施策の方向

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現への基盤づくり

#### 重点目標1 男女共同参画社会実現に向けた意識の醸成

男女共同参画社会の形成は、性別にかかわらず、あらゆる人にとって生きやすい社会につながっていきます。「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、時代とともに徐々に変わりつつあるものの、依然として根強く残っていることから、社会制度や慣行を男女共同参画やジェンダー平等の視点から見直し、さまざまな機会をとらえ、男女共同参画についての意識改革を促進します。

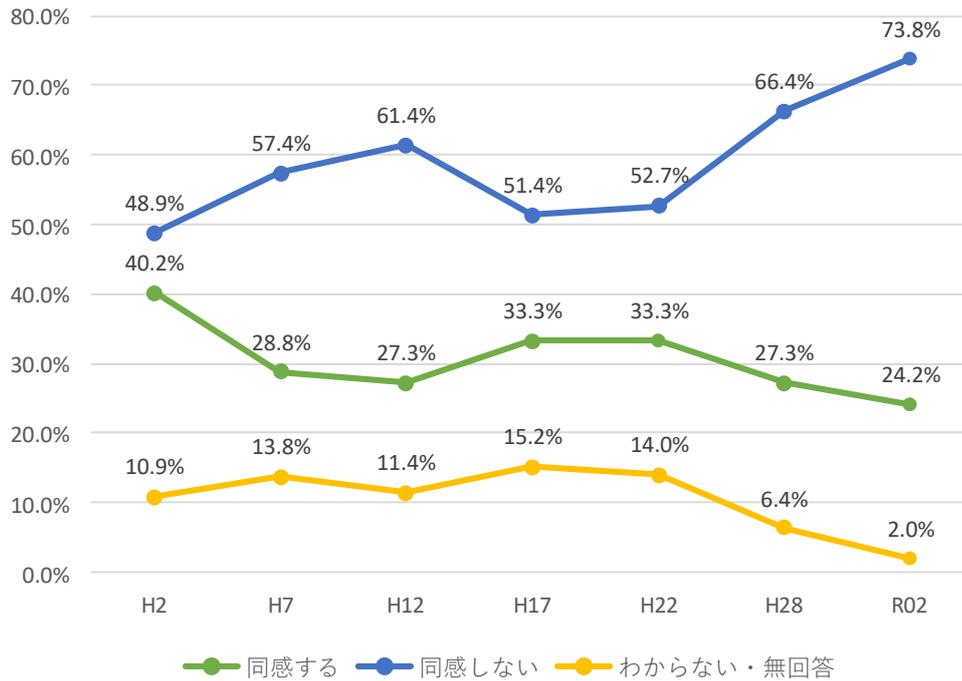
#### 主要施策（1）社会制度・慣行等の見直しに向けた啓発

男女共同参画やジェンダー平等への理解を深めるため、講座や講演会の開催、さまざまな媒体を活用した情報提供を通じ、幅広い年齢層に対してわかりやすい意識啓発を行います。

また、家事・育児等への参画をテーマにした男性を対象とした講座を開催し、男性の男女共同参画に対する理解を促進します。

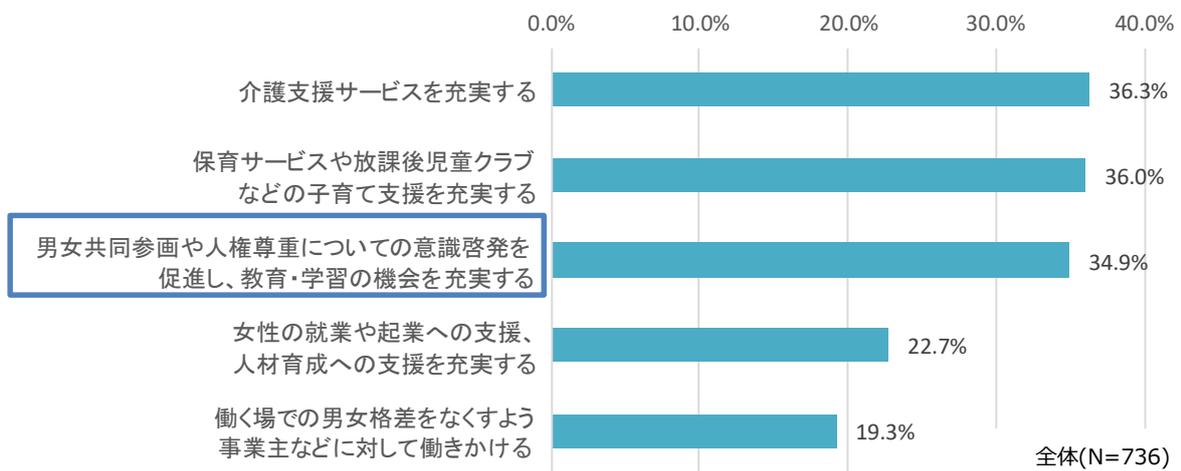
実施する施策	事業の概要	担当課
各種講座やイベント等の開催、広報紙等による啓発	・男女共同参画やジェンダー平等への理解と意識改革を図るため、各種講座や講演会、パネル展示やイベントを開催します。 ・市の広報紙やホームページ、SNS等の様々な媒体を活用し、男女共同参画に関する情報や市の主催行事等の記事を掲載し、男女共同参画意識を啓発します。	総務課
男性にとっての男女共同参画の推進	男性の男女共同参画に対する理解を促進するため、家事・育児・介護への参画をテーマにした男性向け講座を開催します。	

図表 4 - 1 「男は仕事、女は家庭」という考え方の推移



資料：玉野市 男女共同参画に関する市民意識調査

図表 4 - 2 本市の男女共同参画の推進に必要なと思う施策（上位項目抜粋）



資料：玉野市 男女共同参画に関する市民意識調査

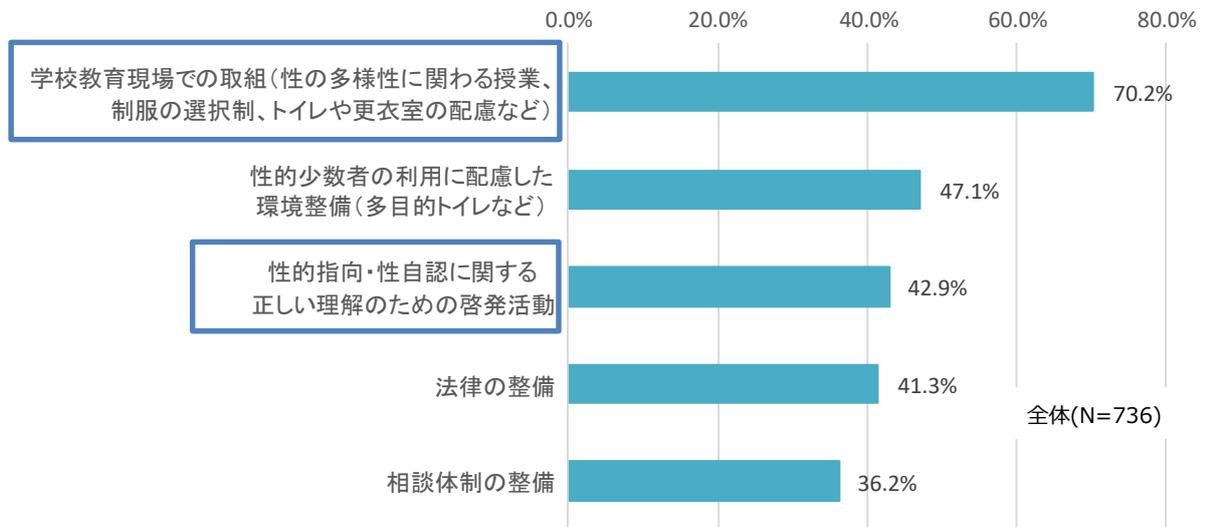
## 主要施策（２）人権を尊重する意識づくり

すべての人が個人として尊重され、お互いに思いやりながら人権を尊重する社会の実現は、男女共同参画社会実現の基礎となるものです。様々な人権問題の解決に向け、学校教育や生涯学習において人権教育を推進し、人権意識の高揚を図ります。

また、性的マイノリティの方が、その人らしさを尊重され、お互いに多様性を認め合う社会を実現するため、性的指向・性自認に関する正しい理解の促進を図ります。

実施する施策	事業の概要	担当課
人権教育の推進	様々な人権問題の解決に向けて、学校教育と連携した地域社会・家庭における人権教育の充実を図るため、市民の人権意識の高揚に向けた学習の機会を提供します。	社会教育課
性的指向・性自認に関する正しい理解の促進	性の多様性に関する講座の開催、リーフレットの活用等を通して、性的指向・性自認に関する正しい理解の促進を図ります。	総務課
	人権教育として、違いを認め合い、個人を大切にする「多様性の尊重」の推進の中で、子どもの発達段階に応じた「性の多様性」についての学習や指導を通して、正しい理解の促進を図ります。	学校教育課

図表 4 - 3 性的マイノリティが生活しやすい社会にするために必要だと思う取組（上位項目抜粋）



資料：玉野市 男女共同参画に関する市民意識調査

## 重点目標 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

人の意識や価値観は、子どもから大人になるまで、家庭や学校、地域などのさまざまな場面で周囲の環境に影響を受けながら形成されていきます。特に子どもは、周囲の環境に大きな影響を受けることから、幼児期からの男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。

また、男女共同参画への意識啓発は継続的に行っていく必要があることから、生涯学習についても推進します。

### 主要施策（3）男女共同参画の視点に立った学校教育等の推進

子ども一人ひとりが、性別にかかわらずその個性や能力を十分に発揮できるよう、人権教育をはじめとした、男女共同参画やジェンダー平等の視点に立った教育・保育を推進します。

また、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解し、人権を尊重した教育を推進できるよう、教育関係者を対象とした意識啓発を推進します。

実施する施策	事業の概要	担当課
男女共同参画の視点に立った保育・教育の推進	子どもの発達段階に応じ、人権を尊重した教育・保育に努めます。	就学前教育課
男女共同参画の視点に立った教育の推進	児童・生徒の発達段階に応じ、人権を尊重した教育、男女共同参画の相互理解の重要性、性教育等についての指導の充実を図るとともに、性別にかかわらず個性と能力に応じた進路指導を推進するなど、あらゆる学校教育活動において、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。	学校教育課
命や性に関する学習機会の充実	命の大切さ、出産、育児の体験について、赤ちゃんとのふれあい体験や母親との交流から学ぶ体験事業を実施します。	健康増進課
教職員等の男女共同参画に関する意識啓発	教職員等へ男女平等意識の醸成を図るため、男女共同参画や人権に関する研修等を実施します。	学校教育課 就学前教育課

#### 主要施策（４）男女共同参画の視点に立った生涯学習等の推進

男女共同参画への意識啓発は継続的に行っていく必要があることから、それぞれの世代に合わせた内容の講座や講演会を開催するなど、さまざまな機会をとらえて男女共同参画の視点に立った生涯学習を推進します。

また、学校園や家庭、地域との連携を図り、保護者を対象とした男女共同参画に関する学習の機会を提供します。

実施する施策	事業の概要	担当課
男女共同参画の視点に立った生涯学習等の推進	男女共同参画やジェンダー平等への理解と意識改革を図るため、各種講座や講演会、パネル展示やイベントを開催します。 ※再掲	総務課
保護者を対象とした男女共同参画に関する学習機会の提供	保育所・認定こども園・幼稚園及び全小・中学校において、参観日等の機会を利用し、父親と母親が共同で行う子育て学習に関する講演会やワークショップを開催するとともに、ワークショップを行う地域住民を中心としたファシリテーターを養成します。	社会教育課

## 基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

### 重点目標3 男女間における暴力の根絶（DV防止基本計画）

男女共同参画社会の実現のためには、性別や年齢などにかかわらず、すべての人の人権が尊重されることが重要です。

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。なかでも、男女間での暴力は、男女がお互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害する社会問題です。

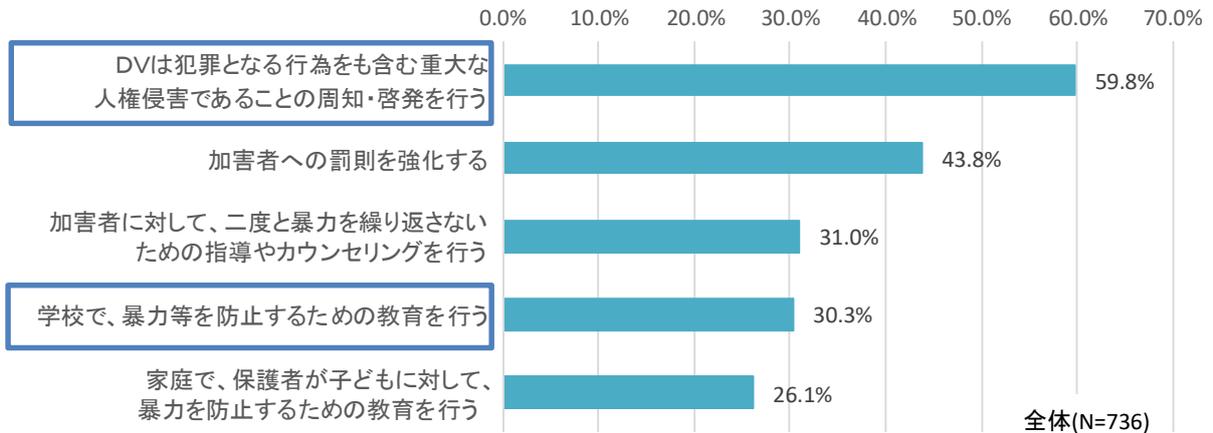
男女間の暴力の根絶に向け、子どもの頃からの暴力防止教育の推進など、暴力を容認しない社会環境の整備を行い、男女間の暴力の根絶に向けた基盤づくりに一層取り組みます。

#### 主要施策（5）男女間における暴力の予防のための基盤づくり

DVは人権侵害であるという理解を深めるとともに、DV防止に向けた啓発活動を行います。また、子どもの発達段階に応じた人権教育・暴力防止教育を推進します。

実施する施策	事業の概要	担当課
男女間の暴力防止のための広報・啓発	DVは人権を侵害する行為であるという理解を深め、その発生を防止し、早期に発見するため、リーフレットの配布やパネル展示などのDV防止に向けた啓発活動を行います。	総務課
DVの実態把握	妊娠届け出時に全ての妊婦にアンケートを行い、パートナーについての項目からDVの実態把握を行います。また、産科医療機関と連携を図り、早期に支援につながることで、予防に努めます。	健康増進課
幼児期からの暴力防止教育等の推進	男女平等感の形成が促されるような教育・保育の実施に努めます。	就学前教育課
学校における暴力防止教育等の推進	児童・生徒に対する人権教育、デートDV防止教育の推進に努めるとともに、子どもの発達段階に応じて、暴力の防止について指導を実施します。また、警察の実施する非行防止教室等も積極的に取り入れます。	学校教育課
人権教育の推進	様々な人権問題の解決に向けて、学校教育との連携を図り、地域社会・家庭における人権教育の充実や、市民の人権意識の高揚に向けた学習機会を提供します。	社会教育課

図表 4 - 4 DV をなくすために必要だと思う施策（上位項目抜粋）



資料：玉野市 男女共同参画に関する市民意識調査

### 主要施策（6）性犯罪・性暴力対策の推進

性犯罪・性暴力は、被害者の人としての尊厳を大きく傷つけ、心身に深刻な影響を及ぼし、その後の生活にも大きな影響を与えます。

近年では、これまでの若年層を中心としたアダルトビデオへの出演強要やいわゆるJKビジネスなどの問題に加え、レイプドラッグや SNS 利用に起因する性被害などが新たな社会問題となっています。

性犯罪・性暴力の根絶に向けて、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための予防啓発や教育を行い、暴力を容認しない社会環境の整備を行います。

実施する施策	事業の概要	担当課
性犯罪・性暴力対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪・性暴力の根絶に向けて、被害者にも加害者にもならないための啓発を推進します。</li> <li>・性暴力被害についての相談窓口をチラシ、ポスター等で周知するとともに、相談があった際は適切な関係機関へつながるよう支援します。</li> </ul>	総務課
学校における性犯罪・性暴力防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の尊重や自分を大事にすることを理解させ、生命の安全教育を推進し、性差別の意識の解消や性犯罪・性暴力の予防に関する教育・指導の充実を図るなど、児童・生徒に対する性犯罪・性暴力防止のための教育を推進します。</li> <li>・管理職研修等で教職員に対する児童・生徒へのわいせつ行為防止に向けた取組を推進し、各校において効果的な研修を実施します。</li> </ul>	学校教育課

## 主要施策（7）被害者への相談体制の充実

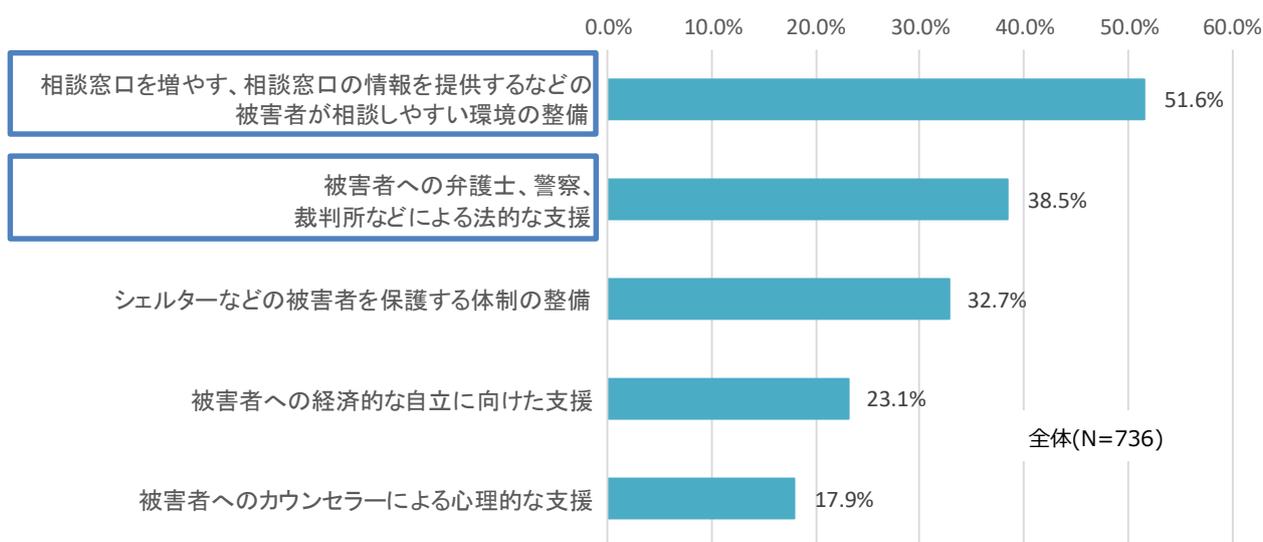
DV 被害者の抱える問題を早期に解決するため、相談員の資質向上を図るとともに、相談窓口の周知を強化し、相談者が相談しやすい環境を整備します。

また、相談者への支援に当たっては、関係機関と連携を密にし、被害者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行い、被害者の立場に立った相談対応を行います。

DV が起きている家庭では、面前 DV などの児童虐待も同時に起きていることが多いことから、児童虐待が疑われる場合は、児童虐待担当課と連携し、包括的な支援を行います。

実施する施策	事業の概要	担当課
DV 相談環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員を対象とした各種研修会へ積極的に参加し、相談員の資質向上を図ります。</li> <li>・男女共同参画相談支援センターの周知を強化し、相談者が相談しやすい環境を整備します。</li> <li>・弁護士による法律相談を実施し、専門的な知識が必要なケースの解決に努めます。</li> </ul>	総務課
DV 被害者への相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV 被害者等からの相談に応じるとともに、個々の被害者に応じた助言・情報提供を行います。</li> <li>・県女性相談所・警察・庁内関係課で構成しているネットワーク会議により、関係機関との連携強化を図ります。</li> <li>・面前 DV 等の児童虐待が疑われる場合は、児童虐待担当課と連携を図ります。</li> </ul>	
児童虐待に関する相談体制の充実	子ども家庭総合支援拠点を設置し、児童家庭に関する実情の把握、情報の提供、相談対応、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連絡調整を一体的に担う体制を構築します。	福祉政策課 健康増進課 学校教育課 就学前教育課
障害者虐待に関する相談体制の充実	障害者虐待防止法に基づき、虐待の疑いのあるケースに対し、県や関係機関との連携を図りながら迅速に対応するほか、発生予防及び早期発見に向けた地域づくりを推進します。	福祉政策課
高齢者虐待に関する相談体制の充実	高齢者虐待の相談に対し、地域包括支援センター、玉野警察署等の関係機関と連携を図り支援を行います。また、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職で構成する高齢者虐待対策会議を開催し、支援方法について協議を行います。	長寿介護課

図表4-5 DV被害者のために必要だと思う支援（上位項目抜粋）



資料：玉野市 男女共同参画に関する市民意識調査

### 主要施策（8）被害者の安全確保と自立支援

保護が必要な被害者については、警察などの関係機関と連携を密にし、被害者の安全の確保を行います。また、DV被害者だけでなく、被害者が同伴する子ども等の安全にも配慮し、被害者家族の安全の確保にも努めます。

加害者から避難した後、被害者が自立した生活を送れるようサポートするため、一人ひとりが抱える様々な問題に寄り添いながら、被害者の状況に応じた制度の情報提供や就労に向けた支援などを行います。

実施する施策	事業の概要	担当課
被害者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者等からの相談に応じるとともに、関係機関と連携を図りながら相談者の安全を確保します。</li> <li>・DV被害者の一時保護が行われるまでの間、警察等と連携を図りながら、安全な避難場所を確保します。</li> </ul>	総務課
被害者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひとり親家庭のしおり」を活用し、各種制度の情報提供、利用促進に努めます。</li> <li>・「母子父子自立支援プログラム策定事業」におけるハローワークと連携した就労支援や、資格取得を目的とした高等職業訓練促進給付金、就労を目的とした教育訓練の受講のための自立支援教育訓練給付金の支給を行います。</li> </ul>	福祉政策課

## 重点目標 4 生涯を通じた男女の健康支援

男女が、性別にかかわらず生涯にわたって健やかに自分らしい生活を送るためには、こころや身体の健康上の問題を社会全体で包括的に支援することが必要です。特に、乳がんや子宮頸がんなど、男女間で異なる健康の問題に対して、性差に応じた支援が必要です。また、生き生きとした生活を送るためには、身体のみならずこころの健康づくりも必要です。心身とも健康で、幸せに暮らせる社会の実現に向け、生涯を通じた男女の健康の包括的な支援を行います。

また、女性は、妊娠や出産などの可能性があることなど、生涯を通じて男性とは異なる身体的な健康上の変化や問題に直面することがあります。男女が共に身体的性差について正しくできるよう、性と生殖に関する教育を推進するとともに、女性が安心して子どもを産み育てられるよう、きめ細かな母子保健サービスの充実を図ります。

### 主要施策（9）生涯を通じた男女の健康の包括的な支援

女性特有のがんである乳がん・子宮頸がんなど、男女間で異なる健康上の問題に対して、性差に応じた支援を行うとともに、生涯スポーツの実施を通じて、心身の健康の増進を図ります。

男性は、男性中心型労働によるプレッシャーやストレスなどによるこころの病気や過労死、自殺などの問題があり、メンタルヘルスや自殺予防が求められています。すべての人が、こころを健康に保ち健やかに生きていけるよう、個別相談に応じるとともに、こころの病気に対する正しい理解を促進します。

実施する施策	事業の概要	担当課
健康相談の実施	保健師・栄養士等が、心身に関する個別の相談に応じ、家庭における健康管理に資するよう、必要な指導及び助言を行います。	健康増進課
疾病予防と健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性特有の乳がん・子宮頸がんの早期発見、早期治療を目的として、乳がん検診（41歳）と子宮頸がん検診（21歳）の無料クーポン券を発行し、検診受診のきっかけづくりを行います。</li> <li>・働く女性が、がん検診を受診しやすいよう「女性のためのナイター検診」を行うなど、がんの知識の普及やがん検診受診啓発の取り組みを行います。</li> </ul>	
こころの健康づくり	個別相談の実施や広報、講演会、ホームページを通じて、こころの病気に対する正しい理解を促進します。	
生涯スポーツの振興	ライフステージに応じた健康で豊かなスポーツライフを確立させるため、公民館や総合体育館等の施設や関係団体と連携し、スポーツ教室やイベント等を開催します。	社会教育課

## 主要施策（10）性と生殖に関する教育の充実及び母子保健サービスの充実

男女がともに身体的性差に関する正しい知識を持ち、妊娠や出産などにおいてより良い協力関係を築くことができるよう、学校における健康教育等を通じて性と生殖に関する教育を推進します。

また、女性が自身の健康を守りながら妊娠・出産・育児を実現するため、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない包括的な健康支援を行います。

実施する施策	事業の概要	担当課
学校における健康教育の充実	発達段階に応じて、互いの性を尊重し、正しく男女平等意識を育むことができるよう、生命や性について各教科や特別活動など学校教育活動全体で推進します。また、集団指導だけでなく、日常生活等において個別指導の充実も図ります。	学校教育課
命や性に関する学習機会の充実	命の大切さ、出産、育児の体験について、赤ちゃんとのふれあい体験や母親との交流から学ぶ体験事業を実施します。※再掲	健康増進課
母子保健サービスの充実	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する行政サービスを提供すると共に、関係機関とのネットワークを通じ、地域全体で包括的・継続的に支援するための体制づくりを行います。	
不妊・不育に対する支援	不妊治療は、心身の負担に加えて経済的な負担が大きいことから、経済的負担を軽減するために、県制度を補完するものとして、不妊治療費の市助成を行います。	

## 重点目標 5 生活困難を抱える人々が安心して暮らせる生活環境の整備

すべての人が安心して暮らせる社会をつくることは、男女共同参画社会の実現に必要不可欠です。

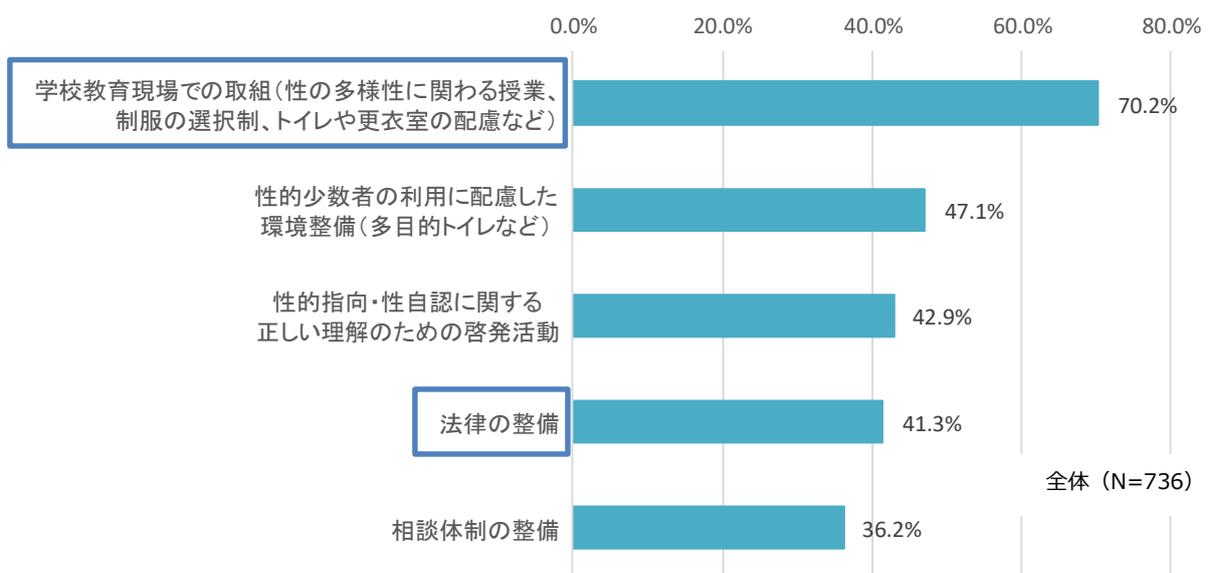
生活困窮者やひとり親家庭、障害者や高齢者、性的マイノリティなど、さまざまな生活困難を抱える人々が自立し、住み慣れた地域社会で安心して暮らせるよう、それぞれのニーズに応じたきめ細かな支援を行います。

### 主要施策（11）生活困難を抱える人々が安心して暮らせる生活環境の整備

生活困窮者やひとり親家庭等、障害者や高齢者、性的マイノリティなど、さまざまな生活困難を抱える人に対して相談に応じ、それぞれの状況やニーズに応じて利用できる制度やサービスについて情報提供を行い、自立に向けて安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。

また、性的マイノリティが感じている生きづらさなどの精神的負担や不安感の軽減に向けた取組を行います。

図表 4 - 6 性的マイノリティが生活しやすい社会にするために必要だと思う取組（上位項目抜粋）



資料：玉野市 男女共同参画に関する市民意識調査

実施する施策	事業の概要	担当課
生活困窮者の生活安定と自立支援の促進	生活支援相談窓口において、支援員が、利用できる制度・窓口の紹介、具体的な支援プラン等の作成を行い、相談者の自立に向けた支援を行います。	
ひとり親家庭等への自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等のさまざまな悩みごとについて支援します。</li> <li>・ハローワークと連携した就労支援や自立に向けた各種職業訓練に係る給付金の周知、制度活用の促進に努めます。</li> <li>・母子家庭の母、又は父子家庭の父が経済的に自立し、児童とともに安定した生活を築いていけるよう支援するために、修学資金、就学支度資金などの貸付制度について情報提供します。</li> </ul>	福祉政策課
障害者への自立支援	サービス利用者本位の考え方に立って、利用者の多様なニーズに対応する生活支援体制の充実を図り、すべての障害者が豊かな地域生活を送ることができるよう、体制の確立に努めます。	
高齢者への自立支援	介護保険計画に基づき、介護サービス・介護予防サービス・高齢者福祉サービスのさらなる充実に努めるとともに、多様な生活支援体制及び認知症施策を推進する地域包括ケアシステムの充実を目指します。	長寿介護課
性的マイノリティが生活しやすい環境の整備	同性パートナーシップ制度※の導入について検討を進めます。	総務課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性別違和を感じる児童・生徒に対し、学校生活におけるきめ細かな支援を行います。</li> <li>・生徒の多様なニーズにも配慮したジェンダーレス制服※の導入を検討します。</li> </ul>	学校教育課

## 重点目標 6 防災・復興対策における男女共同参画の推進

過去の災害では、避難所のリーダーに女性が少ないため、女性の意見や要望が届きにくいといった問題や、避難所のリーダーなど、一部の男性に過度な責任が集中してしまうといった性別に起因するさまざまな問題が起こったとされています。

平常時の防災体制や災害発生後の対応、復興対策において、すべての人が性別にかかわらず共に助け合い、責任を分かち合う男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策を推進します。

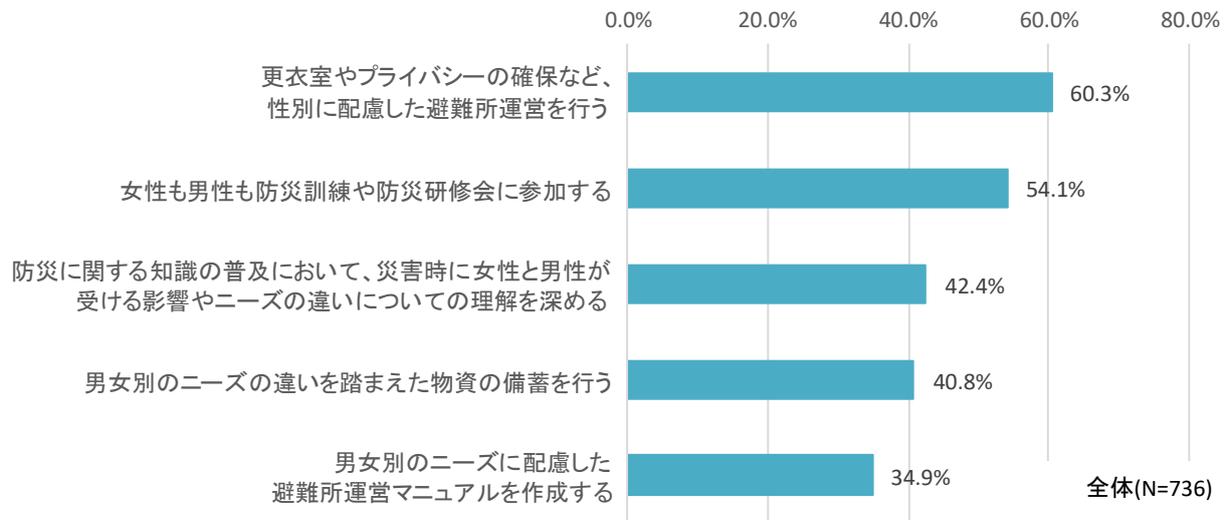
### 主要施策（12）防災・復興対策における男女共同参画の推進

防災・復興対策における男女共同参画の視点の重要性について意識啓発を行います。

また、市防災会議に女性委員を登用し、地域防災計画への女性視点の反映を行うとともに、男女のニーズの違いに配慮した物資の備蓄や避難所運営マニュアルの作成に努めます。

実施する施策	事業の概要	担当課
防災・復興対策における男女共同参画意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災と男女共同参画に関するリーフレットの配布や講座等を通じて、防災・復興対策における男女共同参画の視点の重要性について啓発を図ります。</li> <li>・平時から防災・危機管理部局と連携を図り、女性の視点からの防災・復興の取組を進めます。</li> </ul>	総務課
防災・復興対策における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時から男女共同参画部局と緊密に連携するとともに、地域防災計画において、男女共同参画部局及び男女共同参画センターの役割を明記し、男女共同参画の推進を図ります。</li> <li>・防災会議に女性委員を登用することで、女性視点からの防災・復興対策に取り組めます。</li> <li>・災害時に必要な物資の備蓄や避難所の運営においては、男女のニーズの違いを踏まえた対応に努めます。</li> </ul>	危機管理課

図表 4 - 7 防災における男女共同参画を推進するために必要だと思うこと（上位項目抜粋）



資料：玉野市 男女共同参画に関する市民意識調査

## 基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり（女性活躍推進計画）

### 重点目標7 働く場における男女共同参画の推進

働くことを希望する人が、性別にかかわらずその能力を十分に発揮し活躍する社会づくりは、地域経済の発展のみならず、自己実現の観点からも非常に重要です。

働く場面においては、男性中心の労働慣行が依然として根付いており、男性は、長時間労働を前提とした働き方によって仕事中心とならざるを得ないため、家庭生活や地域活動に関わる機会が少ない状況です。

また、女性は妊娠、出産などのライフイベントにより仕事を辞める傾向にあり、働くことを希望する女性が、仕事と子育て・介護の二者択一を迫られることなく働き続けることのできる職場環境づくりが求められています。

男女が共に活躍する社会に向け、男性中心の労働慣行を変革し、男女の雇用機会均等に向けた取組を推進するとともに、男女が対等なパートナーとして働くことのできる職場環境づくりを推進します。

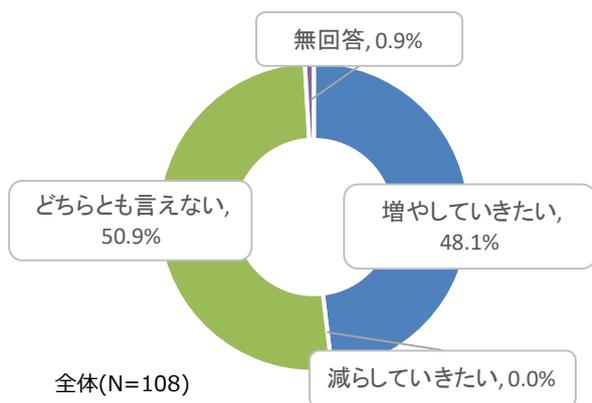
また、職場におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた意識啓発を行い、男女がともに働きやすい職場環境の整備に取り組みます。

#### 主要施策（13）男女が対等なパートナーとして働くことのできる職場環境づくり

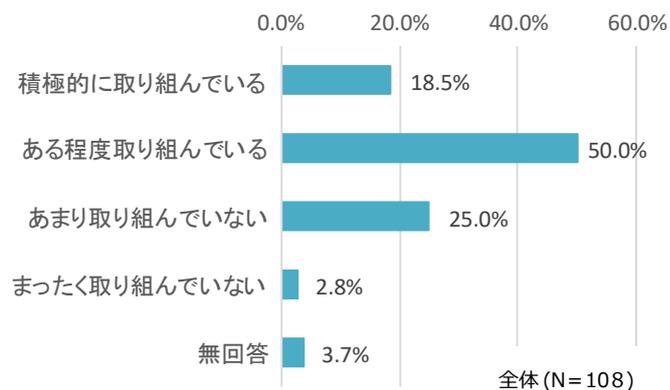
事業所に対し、男女間の賃金格差、昇進や昇格の格差の是正などの男女の雇用機会均等に向けた取組を働きかけるとともに、育児・介護休業法や女性活躍推進法等の趣旨や内容について周知を図り性別にかかわらず、男女が対等なパートナーとして働くことのできる職場環境づくりを推進します。

実施する施策	事業の概要	担当課
事業所に対する啓発及び情報の提供	・男女共同参画やジェンダー平等への理解と意識改革を図るため、各種講座や講演会、パネル展示やイベントを開催します。 ・事業所に対して、各種講座や研修等についての情報を提供し、参加促進に努めます。	総務課
	事業所に対する、男女雇用機会均等法その他関係法令・制度の情報提供により、男女間の雇用機会や待遇の格差是正に努めます。	商工観光課
事業所に対する男女共同参画に関する気運の醸成	男女の人権に配慮した働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる市内の事業所を表彰するとともに、その取組を広く紹介することにより、働く場における男女共同参画の推進に対する関心と意欲を高めます。	総務課

図表 4 - 8 今後の女性の雇用について

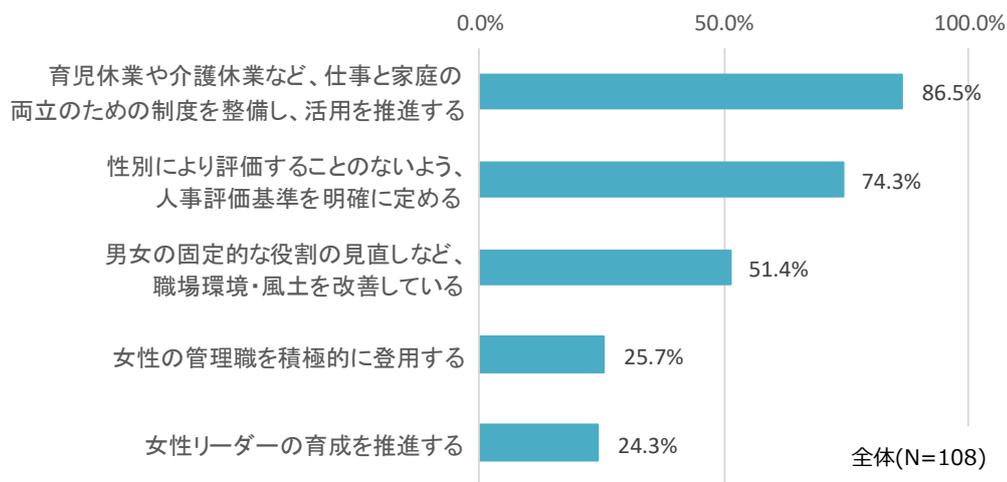


図表 4 - 9 女性の活躍推進への取組状況



資料：玉野市 男女共同参画に関する事業所アンケート調査

図表 4 - 10 女性の活躍を推進するために取り組んでいること（上位項目抜粋）



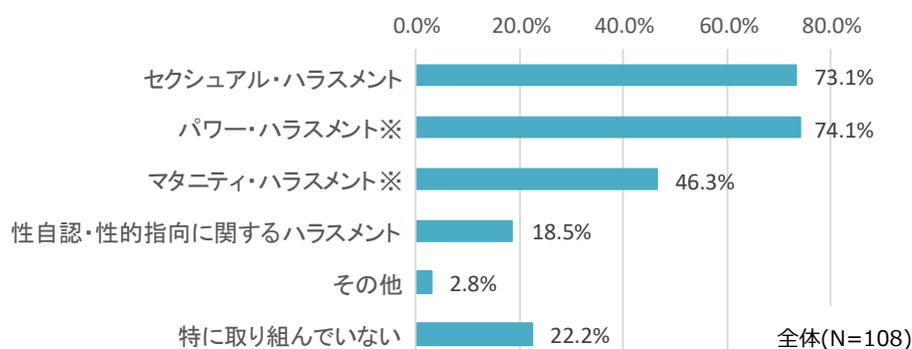
資料：玉野市 男女共同参画に関する事業所アンケート調査

## 主要施策（14）各種ハラスメントの防止

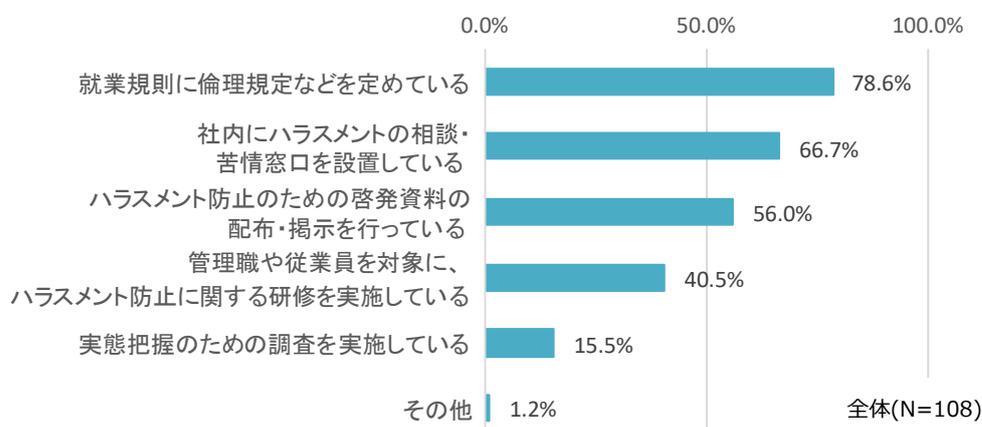
職場におけるあらゆるハラスメントの防止に向けて、事業主等に対し、各種ハラスメント防止に関する情報提供、意識啓発を行い、男女がともに働きやすい職場環境の整備に取り組みます。

実施する施策	事業の概要	担当課
各種ハラスメント防止対策の推進	事業主や被雇用者に対して職場での各種ハラスメント防止に関する情報を提供することにより、普及啓発の推進に努めます。	商工観光課
	相談があった際には迅速かつ適切に対応するとともに、ハラスメント防止研修を実施し、市職員への各種ハラスメント防止の啓発に努めます。	人事課
	各種ハラスメント防止について全教職員への周知徹底を図るとともに、各校において効果的な研修の実施や管理職研修等で全教職員への啓発等により教育関係者の意識向上を図り、適切な対応や相談体制の整備に努めます。	学校教育課

図表 4 - 11 防止に取り組んでいるハラスメント



図表 4 - 12 取り組んでいるハラスメント防止対策



資料：玉野市 男女共同参画に関する事業所アンケート調査

## 重点目標 8 ワーク・ライフ・バランス実現の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現は、働くことを希望するすべての人が、仕事と子育て・介護などの生活との二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することにつながります。

男女が共に、やりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たしながらも、家庭や地域などあらゆる場において参画し、多様で柔軟性のある生き方を実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりを推進します。

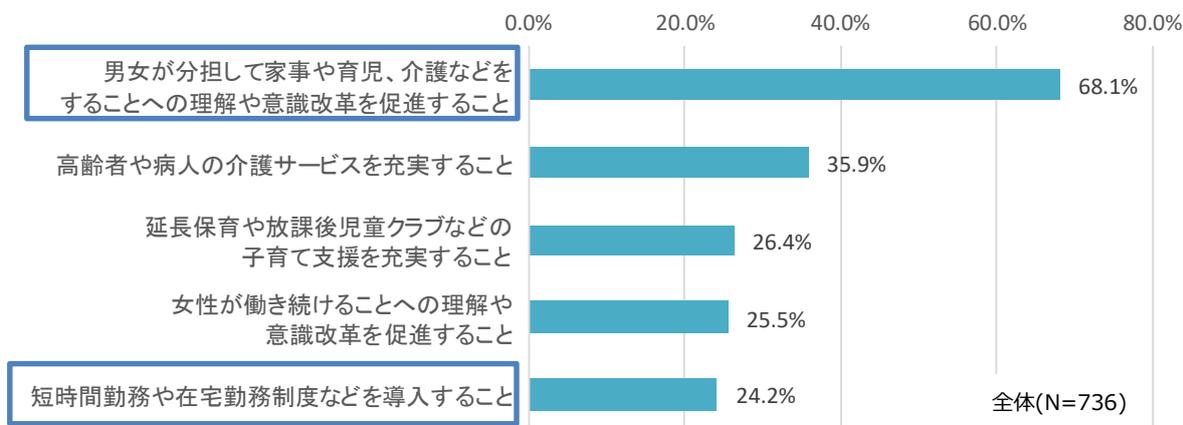
また、多様なライフスタイルに対応した子育て支援サービス、高齢者・障害者サービスの充実に取り組みます。

### 主要施策（15）ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識の醸成を行うとともに、長時間労働の是正や労働生産性の向上などの働き方改革の推進、育児・介護休業取得、休暇取得の促進、テレワーク・フレックスタイム制度など多様な働き方の推進等により、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりを推進します。

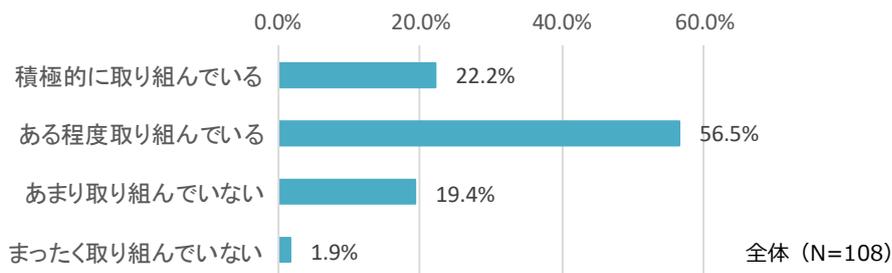
また、男性向け講座の開催により、男女が分担して家事や育児・介護等に参画する意識の醸成を図ります。

図表 4 - 13 ワーク・ライフ・バランス実現のために必要だと思うこと（上位項目抜粋）



資料：玉野市 男女共同参画に関する市民意識調査

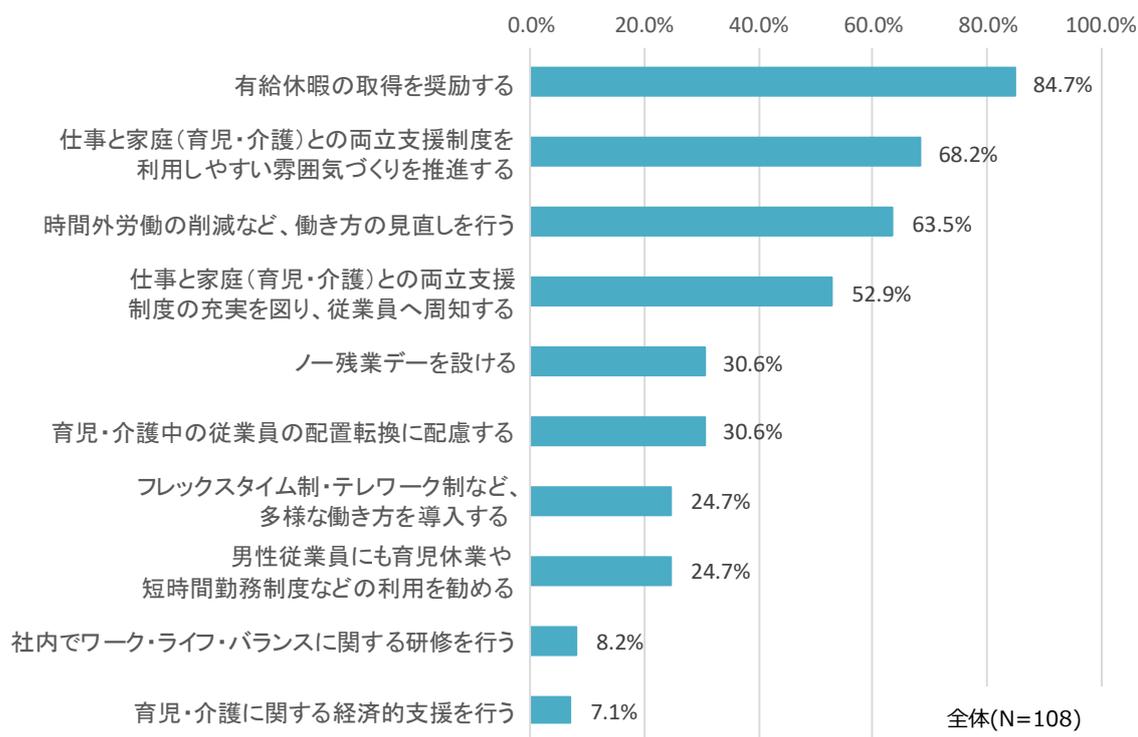
図表 4 - 14 ワーク・ライフ・バランス推進の取組状況



資料：玉野市 男女共同参画に関する事業所アンケート調査

実施する施策	事業の概要	担当課
男性にとっての男女共同参画の推進	男性の男女共同参画に対する理解を促進するため、家事・育児・介護への参画をテーマにした男性向け講座を開催します。 ※再掲	総務課
事業所におけるワーク・ライフ・バランスの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる市内の事業所を表彰するとともに、その取組を広く紹介することにより、働く場における男女共同参画の推進に対する関心と意欲を高めます。</li> <li>・ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に関する各種セミナー等についての情報を提供し、参加促進に努めます。</li> </ul>	総務課
	家庭生活における時間のゆとりを確保するため、労働時間の短縮や育児・介護休業、リフレッシュ休暇の取得の推進について、事業主に対して働きかけます。	商工観光課
市職員のワーク・ライフ・バランスの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性職員を含めた育児・介護休業・家族の看護休暇等を取得しやすい環境づくり、イクボス※宣言の実施、休暇取得促進、時間外勤務の縮減のためノー残業デーの実施に努めます。</li> <li>・テレワーク・フレックスタイム制度等による働き方改革について引き続き検討します。</li> </ul>	人事課
教職員のワーク・ライフ・バランスの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な勤務時間の管理や業務内容の見直し等を図ります。</li> <li>・学校閉庁日の設定による休暇取得の促進、部活動の負担軽減等の取組による時間外勤務の縮減を推進します。</li> </ul>	学校教育課

図表 4 - 15 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組んでいること



資料：玉野市 男女共同参画に関する事業所アンケート調査

## 主要施策（16）多様なライフスタイルに対応した子育て・福祉サービスの充実

男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、多様なライフスタイルに対応した子育て支援サービス、高齢者・障害者サービスの充実に取り組みます。

実施する施策	事業の概要	担当課
子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様なライフスタイルに対応できるよう、保育所の受入体制の整備に努めます。</li> <li>・地域子育て支援センター事業や利用者支援事業の相談受付体制を整備します。</li> <li>・たまの子育てガイドやたまの子育てアプリ等により子育てに関する情報提供に努めます。</li> </ul>	就学前教育課
放課後児童クラブの充実	仕事等により保護者が日中家庭にいない児童に対し、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら健全育成を図ります。	社会教育課
ファミリー・サポート・センターの充実	地域において子育ての支援を行いたい者と育児の支援を受けたい者を会員とする会員間相互の援助活動を支援します。	社会教育課
介護保険・高齢者福祉サービスの充実	地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターを中心に、関係機関や地域と連携し、地域課題の発掘や情報共有に努め、介護を必要とする高齢者やその家族の福祉の向上や負担の軽減などに努めます。	長寿介護課
障害者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者やその家族が住み慣れた地域や家庭で生活していく上で必要な各種在宅サービスや日中の活動を支援するサービスを整備します。</li> <li>・家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するため、保健・医療・福祉が連携した地域ケア体制の整備や制度の周知に努めます。</li> </ul>	福祉政策課

## 重点目標 9 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

行政・教育サービスの対象は男女であることから、政策・方針決定過程において、男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、さまざまな視点が確保されることになり、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

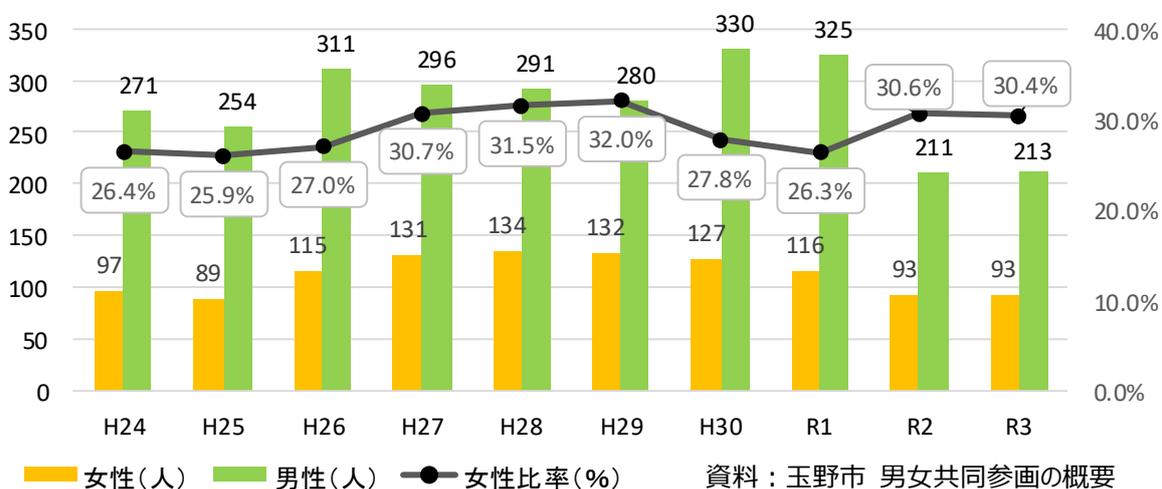
また、行政だけでなく、地域や事業所においても、将来にわたって多様性に富んだ持続可能な社会を実現するため、女性の参画を拡大していく必要があることから、地域コミュニティや事業所に対する働きかけを推進していきます。

### 主要施策（17）行政・教育分野における女性の参画拡大

市の政策において男女の意見を取り入れるため、審議会や行政委員会へ積極的な女性委員の登用に取り組みます。また、市の職員や教職員の採用や人員配置にあたっては、性別にとらわれることなく実施するとともに、固定的役割分担意識を解消し、女性管理職の積極的な登用を推進します。

実施する施策	事業の概要	担当課
行政における女性の参画拡大	市の政策において男女の意見を反映させるため、各種審議会等・行政委員会等における女性委員の積極的登用に全庁的に取り組みます。	全課
	採用や人員配置においては性別にとらわれることなく実施するとともに、女性管理職の積極的登用に努めます。	人事課
教育分野における女性の参画拡大	性別にとらわれない採用と個人の適正等を考慮し適材適所の人事配置を行うとともに、女性教員の管理職等への登用を推進し、女性教員の職域の拡大に努めます。	学校教育課

図表 4 - 16 各種審議会等における女性登用状況の推移



## 主要施策（18）地域・事業所における女性の参画拡大

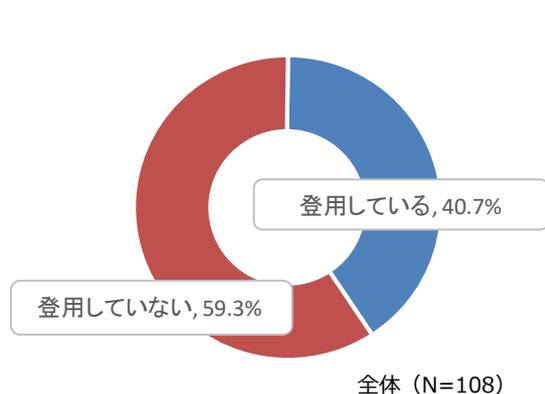
地域のコミュニティ活動において、性別や年齢にかかわらず社会貢献活動へ参加しやすい環境の整備を行います。

また、働く場での女性の参画を推進するため、事業所に対して、男女雇用機会均等法等の法令や制度の情報提供など、女性が働きやすい職場環境づくりへの支援を行います。

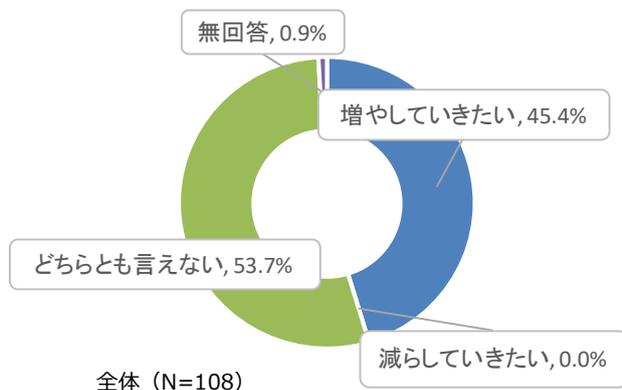
さらに、若年者や女性の雇用を確保するため、新規創業者に対して奨励金を交付し、若年者及び女性の新規創業を促します。

実施する施策	事業の概要	担当課
地域における女性の参画拡大	玉野市コミュニティ協議会主催のグラウンドゴルフ大会などをきっかけに地域のコミュニティ活動を推進し、性別や年齢を問わない社会貢献活動への参加及び意識の向上を図ります。	協働推進課
事業所における女性の参画拡大	女性の能力発揮の促進に積極的に取り組んでいる市内の事業所を表彰するとともに、その取組を広く紹介することにより、働く場における男女共同参画の推進に対する関心と意欲を高めます。	総務課
事業所における女性の参画拡大	事業主に対する、男女雇用機会均等法その他関係法令・制度の情報提供、女性が働きやすい職場環境づくりへの支援により、男女間の雇用機会や待遇の格差是正に努めます。	商工観光課
女性の起業支援	若年者や女性の雇用を確保し商業の活性化を図るため、新規創業者に対して奨励金を交付し、特に若年者及び女性の新規創業を促します。	

図表４－１７ 女性管理職の登用状況

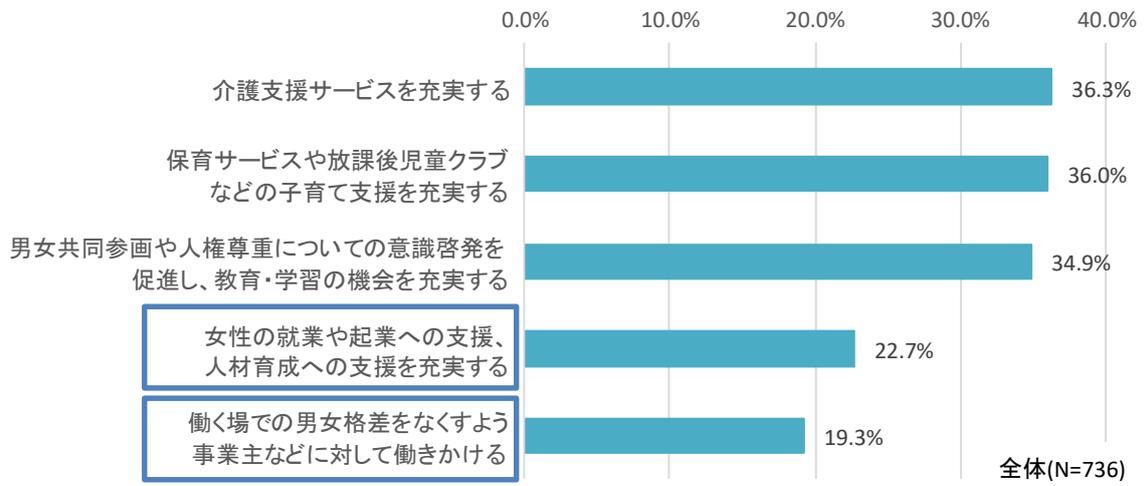


図表４－１８ 今後の女性管理職の登用について



資料：玉野市 男女共同参画に関する事業所アンケート調査

図表 4 - 19 本市の男女共同参画の推進に必要なと思う施策（上位項目抜粋）※再掲



資料：玉野市 男女共同参画に関する市民意識調査

## 2 評価指標

本計画では、施策の実施状況と施策の効果を検証できるように評価指標を設定します。

評価指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
「市民意識調査」での「男女が平等に扱われていると感じている市民の割合」	24.9% (令和2年度実績)	32.0% (令和7年度実績)
市の審議会等における女性委員の登用率	30.4% (令和3年4月1日現在)	40.0% (令和8年4月1日現在)
市職員の女性管理職比率 (一般行政職・課長級相当職以上)	8.0% (令和3年4月1日現在)	12.0% (令和8年4月1日現在)
市の男性職員の育児休業取得率	22.2% (令和2年度実績)	30.0% (令和7年度実績)

## 第5章 計画の推進

男女共同参画は生活のあらゆる分野にかかわっており、計画を総合的かつ計画的に推進するためには、庁内の推進体制はもとより、市民・事業者等と連携しながら、それぞれの立場で主体的な取組を進めていく必要があります。

### 1 庁内推進体制の充実

- ・計画を総合的かつ計画的に推進するため、庁内の関係部署と十分に連携を図るとともに、庁内推進組織「玉野市男女共同参画推進本部」による効果的な施策展開の検討を行います。
- ・年次報告書の作成及び評価を行い、施策の進捗状況の管理を行います。
- ・「玉野市男女共同参画推進審議会」からの意見を反映させながら、計画の着実な推進を図ります。

### 2 市民・事業者との連携

#### 市民の役割

- ・一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深め、家庭、地域、職場等のあらゆる分野で互いに個性を尊重し、固定的性別役割分担意識に基づく社会制度・慣行等を見直し、男女共同参画社会の実現に取り組みましょう。

#### 事業者の役割

- ・男女が職場において対等に参画できる機会を確保し、個人の意欲、能力、個性などが適切に評価され、性別による差別のない快適で安心して仕事ができる職場環境の整備に取り組みましょう。
- ・仕事と家庭、その他の活動の調和が実現できるよう職場環境の整備に取り組み、男女共同参画社会の実現に取り組みましょう。

### 3 国・県・関係機関との連携

国や県、男女共同参画関係機関等との連携・協力、情報共有を図り、計画を効果的に推進します。

### 4 男女共同参画推進センター・男女共同参画相談支援センターの機能充実

- ・男女共同参画に関する情報の提供、各種講座・講演会の充実を図ります。
- ・男女共同参画の推進に取り組む各種団体の活動を支援し、団体間のネットワークづくりを推進します。
- ・DVをはじめとする男女間の問題の総合的な解決に向け、相談窓口の周知及び支援体制の強化を図ります。

# 資料

## 1 関係法令等

### (1) 玉野市男女共同参画推進条例

平成14年3月29日条例第3号  
最終改正 令和3年9月21日条例第23号

#### 目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画社会の実現を促進するための基本的施策（第9条—第20条）

第3章 男女共同参画社会の実現を阻害する要因の解消（第21条—第27条）

第4章 推進体制（第28条—第31条）

第5章 補則（第32条）

附則

#### 前文

玉野市は、温暖な瀬戸内の気候と美しい自然に恵まれ、風光明媚な海岸線には天然の良港が多く、古くは塩田や潮待港として栄えてきた。

宇野港の修築、鉄道宇野線の開通、宇高連絡船の就航など、本州と四国を結ぶ海上交通の要衝として繁栄し、また造船所の建設に伴い、造船業とその関連企業を中心とする企業城下町として発展し、現在も重工業である造船産業は基幹産業として地域経済の重要な役割を担っている。

海・港・船そして農業の町として発展してきた歴史の中で、男性中心の社会が形成されてきたという地域的な特性が今も残っている。

玉野市女性問題協議会の設置に始まり、女性の活動拠点として日の出ふれあい会館の開設、「玉野市女性プラン」、「たまの男女共生プラン」の策定とその施策の推進など、県下でも先駆的な取組をしてきた。

個人の尊厳と両性の平等という日本国憲法の理念がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきたが、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識や慣習等は依然として根強く、また、男女平等の意識づくりが未整備であり、配偶者からの暴力や児童虐待が社会問題化するなど、男女が性別にとらわれることなく、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現には未だ多くの課題が残されている。

このような課題に対応していくため、男女共同参画社会基本法を踏まえながら、ジェンダーにとらわれることなく、生き生きと活動できる社会の実現に向けての市や市民、事業者、教育の役割並びに市としての施策の基本的な枠組みなどを示す制度をつくる必要がある。

玉野市まちづくり総合計画に基づき、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策を総合的に実施し、男女共同参画推進センター等の推進体制を整備・充実するなど、男女共同参画社会を実現するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、男女共同参画社会の実現に関し、基本理念並びに市、市民（家庭、地域を含む。）、事業者及び教育の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現を促進する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進し、もって活力にあふれた豊かさが実感できるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 配偶者からの暴力 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第1条第1項に規定する暴力をいう。
- (4) 固定的性別役割分担意識 性の違いにより役割を固定してしまう考え方や意識をいう。
- (5) ジェンダー 社会的、文化的につくられた性別や性差をいい、社会が求める「らしさ」の教育やしつけによって後天的に身につくものをいう。

### (基本理念)

**第3条** 男女共同参画社会の実現は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、行われなければならない。

- 2 男女共同参画社会の実現は、固定的性別役割分担意識を解消し、男女の個人としての能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任により多様な生き方が選択できるよう行われなければならない。
- 3 男女共同参画社会の実現は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できるよう行われなければならない。
- 4 男女共同参画社会の実現は、男女が対等な立場で政策及び方針の立案、決定へ共同参画する機会が確保されるよう行われなければならない。
- 5 男女共同参画社会の実現は、男女が互いの性を理解しあい、性と生殖に関する健康と権利の尊重が配慮されるよう行われなければならない。
- 6 男女共同参画社会の実現は、国際的な取組と協調、連携して行われなければならない。
- 7 男女共同参画社会の実現は、市、市民及び事業者が責任と自覚をもち、教育を含むあらゆる場での役割を果たすとともに、互いに協働して行われなければならない。

### (市の責務)

**第4条** 市は、豊かさが実感できるまちづくりを目指して、市の重点施策として男女共同参画社会の実現の促進に関する総合的な施策（積極的改善措置、性別による権利侵害その他の阻害要因の排除を含む。）を策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策を推進するために必要な推進体制を整備、充実するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、国及び県と連携して、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策の効果的な推進を図るとともに、市民及び事業者と協働して、男女共同参画社会の実現を促進するものとする。

#### (市民の責務)

**第5条** 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、家庭、地域、職場等のあらゆる分野で相互に個性を尊重するとともに、固定的性別役割分担意識による社会慣行等の制約を克服し、男女共同参画社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

**第6条** 事業者は、その事業活動において、男女が職場における活動に対等に参画する機会を確保し、個人の意欲、能力、個性等が合理的かつ適切に評価され、人事管理について性別を理由とする差別のない快適で安心して仕事ができる職場を目指し、また、職場と家庭、その他の活動との両立ができるように配慮し、男女共同参画社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

#### (教育の責務)

**第7条** 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画社会の実現に果たす教育の重要性に鑑み、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 何人も、次代を担う子どもたちの教育に関し、家庭及び地域において、男女が平等な共生社会の実現に積極的に参画するよう努めなければならない。

#### (性別による権利侵害の禁止)

**第8条** 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 家庭、職場、学校、地域等のあらゆる場における性別による差別的取扱い

(2) 家庭、職場、学校、地域等のあらゆる場において、性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は相手方に不利益を与える行為

(3) 家庭内等における配偶者への身体に対する不法な攻撃であつて、生命又は身体に危害を及ぼす行為その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

## 第2章 男女共同参画社会の実現を促進するための基本的施策

### (基本計画)

**第9条** 市長は、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の実現の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の実現の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策を総合的かつ長期的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置をとるものとする。

4 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ玉野市男女共同参画推進審議会（第29条の規定を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

5 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて基本計画の見直しを図るものとする。

7 第3項から第5項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (調査研究)

**第10条** 市は、男女共同参画社会の実現を阻害している要因の調査分析及びその解消のための方策の研究その他男女共同参画社会の実現の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、調査の結果及び研究の成果を公表するものとする。

#### (普及啓発)

**第11条** 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の実現に関する理解を促進するため、あらゆる分野にわたって必要な普及広報活動を行うものとする。

2 市は、第8条各号に掲げる行為その他の男女共同参画社会の実現を阻害する行為の防止に関する啓発に努めるものとする。

3 市は、男女共同参画社会の実現の促進に関する研修や学習機会の提供をするものとする。

#### (年次報告)

**第12条** 市長は、男女共同参画社会の実現の状況及び男女共同参画社会の実現の促進に関する施策の実施状況について年次報告を作成し、これを公表するものとする。

#### (学校教育及び生涯学習の推進)

**第13条** 市は、学校教育及び生涯学習（職場における学習を含む。）において、男女共同参画社会の実現に向け一層意識を喚起するため、教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

#### (民間活動の支援)

**第14条** 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画社会の実現の促進に関する活動を支援するため、情報の提供、人材の育成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (家庭生活等と職業生活の両立支援)

**第15条** 市は、男女が共に家庭生活及び地域生活と職業生活を両立することができるように、ひとり親家庭、子の養育、家族の介護等に対し、必要な支援を行うものとする。

#### (事業者等の表彰)

**第16条** 市は、雇用の分野における男女共同参画社会の実現を促進するため、男女共同参画社会の実現の促進に関する活動を積極的に行う事業者等の表彰を行うものとする。

2 市長は、前項に掲げる表彰を行ったときは、その取組を公表するものとする。

#### (男女共同参画推進週間)

**第17条** 市は、市民及び事業者の、男女共同参画社会の実現に関する理解及び男女共同参画社会の実現に関する取組を推進するため、男女共同参画推進週間を6月に設けるものとする。

2 市は、男女共同参画推進週間において、市民及び事業者の協力の下に、男女共同参画社会の実現の促進を図る各種行事等を実施するものとする。

#### (市民に表示される情報に関する措置)

**第18条** 市は、広く市民に表示される情報において、固定的性別役割分担意識及び女性に対する暴力等を助長し、又は連想させる表現並びに過度の性的な表現が行われないように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、広く市民に表示される情報を正しく評価できる能力を養うことができるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (審査会等における積極的改善措置)

**第19条** 市は、男女共同参画社会の実現を促進する上で積極的改善措置が重要であることに鑑み、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、附属機関として設置する審査会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、積極的格差是正を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るものとする。

#### (苦情の処理)

**第20条** 市は、市が実施する施策であって男女共同参画の実現に影響を及ぼすと認められる施策に関して市民又は事業者から苦情の申出を受けたときは、適切な処理のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、前項の苦情の処理に当たり、必要があると認めるものについては、審議会の意見を聴くものとする。

### 第3章 男女共同参画社会の実現を阻害する要因の解消

#### (男女共同参画相談支援センター)

**第21条** 市は、男女共同参画相談支援センター（以下「市相談支援センター」という。）を設置し、男女参画相談員（以下「相談員」という。）を配置する。

2 市相談支援センターは、次に掲げる機関と連携を図りながら、第8条各号に掲げる行為を受けた者の相談に応じ、情報の提供その他の支援を行うものとする。

(1) 玉野市社会福祉事務所設置条例（昭和33年玉野市条例第26号）に基づく社会福祉事務所

(2) DV防止法第3条第1項の規定に基づき岡山県が設置する配偶者暴力相談支援センター（以下「県相談支援センター」という。）

(3) 警察、弁護士会、医療機関その他の関係機関

#### (相談員による相談等)

**第22条** 市長が委嘱した相談員は、市相談支援センターと連携を図りながら、第8条各号に掲げる行為を受けた者の相談に応じ、必要な指導を行うものとする。

#### (被害者の緊急一時保護)

**第23条** 市は、配偶者からの暴力を受けた者（以下「被害者」という。）からの申出により、被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、その同伴する家族を含む。第24条第1項及び第2項、第25条第2項及び第3項、第26条第1項及び第3項、第27条において同じ。）の緊急一時保護を行うことができるものとする。

2 前項に規定する緊急一時保護を行う期間は、被害者が当該申出を行った時から、DV防止法第3条第3項第3号に基づく一時保護が開始されるまでの間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事由に該当するときは、緊急一時保護を行わないものとする。

(1) 当該緊急一時保護の申出の理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とするDV防止法第10条第1項各号（DV防止法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる事項に係る保護命令の申立てについての決定により、当該緊急一時保護の必要性を欠くことが明らかなきとき。

(2) DV防止法に基づく一時保護が行われないうち、正当な理由なくしてDV防止法に基づく一時保護の申出が行われないうちその他の緊急一時保護を行うことが適当でないとき認められるとき。

4 市は、偽りその他不正の手段により第1項に規定する緊急一時保護を受けた者に対して、当該緊急一時保護に要した費用の返還を求めることができる。

#### (被害者の保護及び自立支援)

**第24条** 市は、DV防止法第10条第1項第1号（DV防止法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる事項に係る保護命令の決定を受けた者（市内に住所を有するものに限る。以下この条において同じ。）からの申出により、当該保護命令が効力を有する間、被害者に対して、第21条第2項各号に掲げる機関と連携をとりながら、必要な措置を講ずることができる。

2 前項の場合において、市は、被害者が自立して生活することを支援するため、各種制度の利用のあっ旋、情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

3 前2項の規定は、DV防止法第18条第1項（DV防止法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の保護命令の再度の申立てを行った場合について準用する。

#### (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

**第25条** 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、DV防止法第6条第1項（DV防止法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、その旨を県相談支援センター又は警察官に通報するよう努めるほか、市相談支援センター又は相談員に通報することができる。

- 2 市相談支援センター又は相談員は、被害者に関する通報又は相談を受けたときは、必要に応じ、被害者に対し、市又は県相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
- 3 前2項の場合において、市相談支援センター又は相談員は、DV防止法第6条第1項（DV防止法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、被害者の意思を尊重しつつ、県相談支援センター又は警察官に通報するものとする。

#### (職務関係者の義務等)

**第26条** 市が実施する被害者の保護、相談等に職務上関係のある者（市の依頼によりその業務の一部を行う者を含む。以下「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保に十分な配慮をしなければならない。

- 2 職務関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。
- 3 市は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるため、必要な研修及び啓発を行うものとする。

#### (暴力の防止及び被害者の保護の促進)

**第27条** 市は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進を図るものとする。

- 2 市は、被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上を図るものとする。
- 3 市は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うものとする。

### 第4章 推進体制

#### (推進体制の整備)

**第28条** 市は、市、市民及び事業者が互いに協働して男女共同参画社会の実現の効果的な促進を図るため、市、市民及び事業者が参加する全庁的な推進組織として、玉野市総合保健福祉センターに男女共同参画推進センター（以下「推進センター」という。）を置き、当該センターの機能の充実を図るものとする。

- 2 市は、男女共同参画社会の実現のため、推進センターを中心とした関係部署間の連携体制の整備に努めるものとする。
- 3 市は、関係部署相互の連携により、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策を円滑かつ総合的に企画、調整及び実施するため、市長を長とする男女共同参画推進本部を設置するものとする。

#### (男女共同参画推進審議会の設置)

**第29条** 市長は、男女共同参画社会の実現の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、玉野市男女共同参画推進審議会を設置するものとする。

#### (審議会の所掌事項)

**第30条** 審議会は、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策を円滑かつ総合的に企画、調整及び実施する事項について、調査審議するものとする。

- 2 市長は、男女共同参画社会の実現に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項について、審議会の意見を聴くことができる。

- 3 審議会は、苦情及び施策の実施に影響を及ぼすことについて、関係者に対し資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、苦情処理に当たるとともに、当該関係者に対し是正その他の措置をとるよう勧告等を行うことができる。

#### (審議会の組織及び委員の任期)

**第31条** 審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、第2号に掲げる者については、5人以内とする。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 公募に応じた者
  - (3) その他市長が認める者
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 第5章 補則

#### (委任)

**第32条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

##### (関係条例の廃止)

- 2 玉野市女性問題協議会条例（平成元年玉野市条例第28号）は、廃止する。

##### (関係条例の一部改正)

- 3 玉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給条例（昭和44年玉野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

##### 附 則（平成19年3月22日条例第7号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

##### 附 則（平成25年12月24日条例第40号）

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

##### 附 則（令和3年9月21日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第28条第1項及び第2項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

## (2) 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

最終改正 平成11年12月22日法律第160号

### 目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

**第一条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

**第三条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

**第四条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因と

なるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

**第五条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第六条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

**第七条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

**第八条** 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

**第九条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

**第十条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

**第十一条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

**第十二条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

**第十三条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

**(都道府県男女共同参画計画等)**

**第十四条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**(施策の策定等に当たっての配慮)**

**第十五条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

**(国民の理解を深めるための措置)**

**第十六条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

**(苦情の処理等)**

**第十七条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

**(調査研究)**

**第十八条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

**(国際的協調のための措置)**

**第十九条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)**

**第二十条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### **第三章 男女共同参画会議**

**(設置)**

**第二十一条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

**(所掌事務)**

**第二十二条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

**第二十三条** 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

#### (議長)

**第二十四条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

**第二十五条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

**第二十六条** 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

**第二十七条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

**第二十八条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

#### (男女共同参画審議会設置法の廃止)

**第二条** 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

#### (経過措置)

**第三条** 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、

その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

#### 附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

##### (施行期日)

**第一条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

##### (委員等の任期に関する経過措置)

**第二十八条** この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

##### (別に定める経過措置)

**第三十条** 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

#### 附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

##### (施行期日)

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成27年9月4日法律第64号

最終改正 令和元年6月5日法律第24号

### 目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

### 第一章 総則

#### (目的)

**第一条** この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### (基本原則)

**第二条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

**第三条** 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

**（事業主の責務）**

**第四条** 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

**第二章 基本方針等**

**（基本方針）**

**第五条** 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

**（都道府県推進計画等）**

**第六条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**第三章 事業主行動計画等**

**第一節 事業主行動計画策定指針**

**第七条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第二節 一般事業主行動計画等

### (一般事業主行動計画の策定等)

**第八条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

### (基準に適合する一般事業主の認定)

**第九条** 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

### (認定一般事業主の表示等)

**第十条** 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

**(認定の取消し)**

**第十一条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

**(基準に適合する認定一般事業主の認定)**

**第十二条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

**(特例認定一般事業主の特例等)**

**第十三条** 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

**(特例認定一般事業主の表示等)**

**第十四条** 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

**(特例認定一般事業主の認定の取消し)**

**第十五条** 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

**(委託募集の特例等)**

**第十六条** 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請

に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

**第十七条** 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

**第十八条** 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

**第十九条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

##### (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

**第二十条** 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

##### (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

**第二十一条** 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

##### (職業指導等の措置等)

**第二十二条** 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

##### (財政上の措置等)

**第二十三条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (国等からの受注機会の増大)

**第二十四条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活に

における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会を増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会を増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

#### （啓発活動）

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

#### （情報の収集、整理及び提供）

**第二十六条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

#### （協議会）

**第二十七条** 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
  - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

#### （秘密保持義務）

**第二十八条** 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### （協議会の定める事項）

**第二十九条** 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第五章 雑則

#### （報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

**第三十条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

#### （公表）

**第三十一条** 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主であ

る第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

#### (権限の委任)

**第三十二条** 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

#### (政令への委任)

**第三十三条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

### 第六章 罰則

**第三十四条** 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

**第三十六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

**第三十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

**第三十八条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第三十九条** 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### (この法律の失効)

**第二条** この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

**第三条** 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第四条** 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則** (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

**第三十四条** この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第三十五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

**第五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第七条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)

平成13年4月13日法律第31号

最終改正 令和元年6月26日法律第46号

### 目次

前文

第一章 総則 (第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条—第五条)

第三章 被害者の保護 (第六条—第九条の二)

第四章 保護命令 (第十条—第二十二條)

第五章 雑則 (第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則 (第二十八条の二)

第六章 罰則 (第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (定義)

**第一条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### (国及び地方公共団体の責務)

**第二条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

### (基本方針)

**第二条の二** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (都道府県基本計画等)

**第二条の三** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### (配偶者暴力相談支援センター)

**第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

**(婦人相談員による相談等)**

**第四条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

**(婦人保護施設における保護)**

**第五条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

**第三章 被害者の保護**

**(配偶者からの暴力の発見者による通報等)**

- 第六条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかっていると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかっていると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

**(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)**

**第七条** 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

**(警察官による被害の防止)**

**第八条** 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**(警察本部長等の援助)**

**第八条の二** 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

**(福祉事務所による自立支援)**

**第八条の三** 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに

寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### （被害者の保護のための関係機関の連携協力）

**第九条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### （苦情の適切かつ迅速な処理）

**第九条の二** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

#### （保護命令）

**第十条** 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心<sup>しゅう</sup>を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）<sup>しゅう</sup>、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

#### （管轄裁判所）

**第十一条** 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### （保護命令の申立て）

**第十二条** 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### （迅速な裁判）

**第十三条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### （保護命令事件の審理の方法）

- 第十四条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### （保護命令の申立てについての決定等）

- 第十五条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

#### （即時抗告）

**第十六条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

**第十七条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

#### (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

**第十八条** 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

**第十九条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

**第二十条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

#### (民事訴訟法の準用)

**第二十一条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

**第二十二条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

### (職務関係者による配慮等)

**第二十三条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

### (教育及び啓発)

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

### (調査研究の推進等)

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

### (民間の団体に対する援助)

**第二十六条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

### (都道府県及び市の支弁)

**第二十七条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

### (国の負担及び補助)

**第二十八条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
  - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

### (この法律の準用)

**第二十八条の二** 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、 第十一条第二項第二号、第十二 条第一項第一号から第四号まで 及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り 消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

**第二十九条** 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十条** 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

### （施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

### （経過措置）

**第二条** 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

### （検討）

**第三条** この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

### （施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

### （経過措置）

**第二条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害

者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

**（検討）**

**第三条** 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

**（経過措置）**

**第二条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

**附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄**

**（施行期日）**

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

**附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

**附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

**（その他の経過措置の政令への委任）**

**第四条** 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**（検討等）**

**第八条** 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 2 男女共同参画に関する国内外のあゆみ

年	世界	国	県	玉野市
1975 (S50)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国際婦人年」(目標：平等、開発、平和)</li> <li>・「国際婦人世界会議」開催(メキシコシティ)</li> <li>・「世界行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置</li> <li>・「婦人問題企画推進会議」開催</li> </ul>		
1976 (S51)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の十年」スタート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業法施行</li> <li>・民法の一部改正(離氏続称制度新設)</li> </ul>		
1977 (S52)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内行動計画策定(前期重点目標決定)</li> </ul>		
1978 (S53)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県婦人問題行政連絡協議会を設置</li> </ul>	
1979 (S54)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題担当課を県民課に設置</li> <li>・「岡山の婦人問題を考える会」を発足し意見書を発表</li> </ul>	
1980 (S55)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の十年」中間世界会議開催(コペンハーゲン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女子差別撤廃条約に署名</li> <li>・民法の一部改正(配偶者の法的相続分を1/3から1/2へ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県婦人問題会議を設置</li> <li>・「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」を知事に答申</li> </ul>	
1981 (S56)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女子差別撤廃条約」発効</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県婦人問題協議会を設置</li> <li>・婦人問題担当課を県民生活課に移し婦人班を新設</li> </ul>	
1982 (S57)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人広報資料「おかやまの婦人」創刊</li> </ul>	
1984 (S59)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国籍法、戸籍法の一部改正(父系血統主義から父母両系血統主義へ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おかやま婦人のバス事業を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課に女性問題対応窓口を設置</li> </ul>
1985 (S60)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人十年」最終年世界会議開催(ナイロビ)</li> <li>・「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金法の一部改正(サラリーマンの妻にも年金権確立)</li> <li>・「女子差別撤廃条約」を批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県婦人問題協議会が「女性の地位と福祉の向上に関する提言」を知事に答申</li> <li>・岡山県婦人海外派遣事業を開始</li> </ul>	
1986 (S61)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民生活課婦人班が婦人青少年対策室婦人企画班に改める</li> <li>・地域婦人問題推進センター設置(県3ヶ所)(～63年)</li> </ul>	
1987 (S62)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県婦人情報バンクを開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉野市婦人問題地域懇談会開催(3/23)</li> </ul>
1988 (S63)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農山漁村婦人の日設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性による地域福祉実践事業開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課に婦人生活係を設置</li> </ul>

年	世界	国	県	玉野市
1989 (H 1)			<ul style="list-style-type: none"> <li>働く女性相談コーナー開設</li> <li>農山漁村婦人の日設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「玉野市女性施策推進庁内連絡会議」設置(3/31)</li> <li>新玉野市総合計画において「女性の地位向上」の方向性を示す</li> <li>婦人問題講座開設</li> <li>「玉野市女性問題協議会」設置(10/6)</li> </ul>
1990 (H 2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連経済社会理事会において「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「21世紀に生きる岡山の女性」シンボルマーク決定</li> <li>県政世論調査「女性の地位向上に関する生活と意識」実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玉野市女性問題市民意識調査実施(7/24～8/9)</li> <li>女性の活動拠点日の出ふれあい会館オープン(9/5)</li> <li>たまの女性フェア開催</li> </ul>
1991 (H 3)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第1次改正)を策定</li> <li>「育児休業等に関する法律」成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第4次岡山県総合福祉計画」策定(女性の項目新設)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性問題職員意識調査実施(8/21～9/17)</li> <li>「新しい男女共同社会の創造をめざして」提言(3/26)</li> </ul>
1992 (H 4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境と開発に関する国連会議」開催「アジェンダ21」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業法施行</li> <li>婦人問題担当大臣任命</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性県政アドバイザー事業開始</li> <li>女性農業士制度発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玉野市女性プラン策定(3/31)</li> </ul>
1993 (H 5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「世界人権会議」開催(ウーン)</li> <li>国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「パートタイム労働法」成立、施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域振興部婦人青少年対策室婦人企画班を充実し同部女性青少年対策室女性政策課を新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民フォーラム開催(2/7)</li> <li>婦人生活係を女性企画係に改称</li> </ul>
1994 (H 6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「『開発と女性』に関する第2回アジア・太平洋大臣会議」開催(ジャカルタ)</li> <li>「国際人口・開発会議」(カイロ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女雇用機会均等法に基づく指針及び女子労働基準規則一部改正</li> <li>高等学校での家庭科の男女必修完全実施</li> <li>男女共同参画室設置</li> <li>男女共同参画審議会設置</li> <li>男女共同参画推進本部設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性青少年対策室女性政策課の所管部を地域振興部から企画部に移管</li> <li>岡山県婦人問題協議会に「女性の地位と福祉の向上のための総合的方策」について諮問</li> <li>県政世論調査「女性の地位向上に関する生活と意識」実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玉野市女性史「彩織」発刊(3/17)</li> <li>女性企画係は「女性施策担当」となる</li> <li>女性問題職員意識調査実施(4/11～4/18)</li> <li>女性問題高意思識調査実施(7/12～19)</li> </ul>
1995 (H 7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「社会開発サミット」開催(コペンハーゲン)</li> <li>第4回世界女性会議「平等、開発、平和のための行動」開催(北京市)</li> <li>「北京宣言」及び「行動綱領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業法全面適用</li> <li>育児・介護休業法成立(平成11年度施行)</li> <li>「ILO156号条例」(家族的責任条例)批准</li> <li>男女共同参画審議会部会における論点整理公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岡山県婦人問題協議会「女性の地位と福祉の向上に関する提言」を答申</li> <li>岡山県婦人問題協議会を「岡山県男女共同参画推進協議会」に改称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玉野市女性団体連絡協議会発足(2/28)</li> <li>たまの女性情報ページ「ら・めーる」発行(2月/8月)</li> <li>女性問題中学生意識調査実施(7/3～15)</li> <li>女性問題市民意識調査実施(8/1～15)</li> </ul>
1996 (H 8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「児童の商業的性的搾取の反対する世界会議」開催(ストックホルム)</li> <li>ESCA「北京行動綱領実施のための女性の地位向上のためのナショナル・マシーナリー強化に関する地域会議」開催(ソウル)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「民法の一部を改正する法律案要綱案」決定</li> <li>「男女共同参画ビジョン」答申</li> <li>「男女共同参画2000年プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第5次岡山県総合福祉計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性問題小学生意識調査実施(7/1～15)</li> <li>「男女共同参画社会の実現をめざして」提言(11/29)</li> <li>女性問題学習ハンドブック作成</li> </ul>

年	世界	国	県	玉野市
1997 (H 9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第16回女子差別撤廃委員会開催(ニューヨーク)</li> <li>・第41回婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国女性問題リーダー会議開催</li> <li>・男女共同参画審議会設置法施行</li> <li>・「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>・「育児・介護休業法」一部改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県男女共同参画推進本部設置</li> <li>・岡山県女性センター(仮称)基本構想検討委員会設置</li> <li>・いきいき未来支援事業開始</li> <li>・男女共同参画アドバイザー事業開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性問題職員意識調査実施(4/10~4/16)</li> <li>・女性問題学習出前講座開始</li> </ul>
1998 (H10)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会基本法について-男女共同参画社会を形成するための基本的条件づくり-(答申)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性政策課を企画部から生活環境部へ移管</li> <li>・岡山県女性センター(仮称)のあり方に関する報告書を報告</li> <li>・男女共同参画週間(ウィズウィーク 11/11~17)決定</li> <li>・「中国四国・九州地区男女共同参画推進地域会議」開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「たまの男女共生プラン」策定(3/10)</li> <li>・女性のための相談室開始(5月)</li> <li>・女性問題教職員意識調査実施(8/24~8/31)</li> <li>・玉野市女性問題協議会にフォローアップ部会設置</li> </ul>
1999 (H11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エスキップハイレベル政府感会議開催(ハンク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正男女雇用機会均等法施行</li> <li>・男女共同参画社会基本法制定施行</li> <li>・「食糧・農業・農村基本法」成立、施行(女性の参画の促進を規程)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「岡山いきいき子どもプラン」策定</li> <li>・男女共同参画推進センター(ウィズセンター)オープン</li> <li>・男女共同参画功労表彰事業開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱を設置(4/1)</li> </ul>
2000 (H12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)</li> <li>・「政治宣言」と「北京宣言」及び行動綱領実施のために更なる行動とイニシアティブに関する文書」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護保険法」施行</li> <li>・「女性に対する暴力に関する基本的方策について」と「男女共同参画基本計画に当たっての基本的な考えかた-21世紀の最重要課題-」答申</li> <li>・ストーカー行為規制法、児童虐待防止法施行</li> <li>・「男女共同参画基本計画」決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施</li> <li>・岡山県人権政策審議会答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉野市女性人材バンク制度の設置(1/1)</li> <li>・女性問題に関する市民意識調査実施(9/18~10/2)</li> <li>・玉野市初の女性議会の開催(10/18)</li> </ul>
2001 (H13)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央省庁等改革に伴い内閣府に「男女共同参画局」設置</li> <li>・「男女共同参画審議会」を「男女共同参画会議」に改正</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行</li> <li>・第1回男女共同参画週間の設定(6/23~29)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画基本計画「おかやまウィズプラン21」策定(3月)</li> <li>・「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」制定、施行(10/1)</li> <li>・「女性青少年対策室女性施策課」を「男女共同参画課」に改組</li> <li>・「男女共同参画推進月間」開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性企画係」を「男女共同参画係」に改称</li> <li>・玉野市女性問題協議会が「玉野市における男女共同参画の推進について」と題し、「玉野市男女共同参画社会の推進のための制度の在り方」及び「玉野市男女共同参画に関する基本計画の在り方」を答申(11/28)</li> </ul>

年	世界	国	県	玉野市
2002 (H14)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	・「岡山県男女共同参画審議会」を設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「玉野市男女共同参画推進条例」制定、施行(4/1)</li> <li>・「たまの男女共同参画プラン」策定(4/1)</li> <li>・日の出ふれあい会館に「男女共同参画推進センター」及び「男女共同参画相談支援センター」設置(4/1)</li> <li>・審議機関を「玉野市女性問題協議会」から「玉野市男女共同参画推進審議会」に改正</li> <li>・「玉野市女性施策推進庁内連絡会」を廃止し、「玉野市男女共同参画推進本部」設置</li> <li>・「男女共同参画推進週間(6/23～29)」設置</li> <li>・玉野市男女共同参画宣言都市を9月定例会市議会で議決(9/20)</li> </ul>
2003 (H15)	・国連女子差別撤廃委員会における女子差別撤廃条約実施状況第4回・第5回報告の審議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画会議基本問題専門調査会が「女性のチャレンジ支援策の推進に向けた意見」決定</li> <li>・「次世代育成支援対策推進法」公布・施行</li> <li>・「少子化社会対策基本法」公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画フォーラム in おかやま」開催</li> <li>・「男女共同参画グローバル政策対話岡山会議」開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「玉野市男女共同参画ガイドライン」の作成</li> <li>・男女共同参画に関する職員意識調査の実施(11/5～11)</li> </ul>
2004 (H16)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会の将来像検討委員会報告</li> <li>・男女共同参画社会に関する世論調査(11月)</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正・施行</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本の方針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性のチャレンジ支援策」岡山アピール開催</li> <li>・「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施</li> <li>・「新岡山いきいき子どもプラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する企業アンケートの実施(8/23～9/17)</li> </ul>
2005 (H17)	・第49回国連婦人の地位委員会／「北京+10」閣僚級会合開催(ニューヨーク)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画会議「男女共同参画の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申</li> <li>・男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申</li> <li>・「男女共同参画基本計画(第二次)」の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定</li> <li>・「女性副知事フォーラム2005 おかやま」開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画啓発番組「男女共同参画社会の実現をめざして」を制作(市民チャンネル2月放映)</li> <li>・玉野市女性団体連絡協議会10周年記念式典開催、記念誌発行(2/28)</li> <li>・「たまの参画フェア」開催(6/25)</li> <li>・玉野市男女共同参画に関する市民意識調査の実施(7/19～8/2)</li> </ul>

年	世界	国	県	玉野市
2006 (H18)	・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京)	・「男女雇用機会均等法」改正	・「改定岡山県人権政策推進指針」策定 ・「新おかやまウィズプラン」策定	・「たまの参画フェア2006 男女共同参画地域フォーラム in たまの」開催
2007 (H19)	・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合(ニューデリー)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「パートタイム労働法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		・男女共同参画推進審議会が「玉野市における男女共同参画の推進について」を答申(3/27) ・「新たまの男女共同参画プラン」策定 ・「たまの参画フェア」開催
2008 (H20)	・国連総会に「性的指向・性自認に関する声明」が提出される	・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正・施行 ・「女性の参加加速プログラム」男女共同参画推進本部決定	・岡山県配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する基本計画改定 ・岡山県男女共同参画推進センターを岡山県総合福祉ボランティア・NPO会館へ移転 ・「全国シルターシンポジウム2008in おかやま」開催	・「玉野市男女共同参画相談支援センターネットワーク会議設置要綱」の制定施行(4/1) ・「玉野市男女共同参画社会の実現の促進に係る事業者等表彰要綱」の制定施行(4/1) ・「たまの参画フェア」の開催(6/29)
2009 (H21)	・第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合(ソウル)	・「育児・介護休業法」一部改正	・「新おかやまウィズプラン」中間見直し	・「たまの参画フェア」の開催(6/28)
2010 (H22)	・第54回国連婦人の地位委員会/「北京+15」記念会合 ・2010APEC 女性リーダーズネットワーク会合(東京)	・「改正育児・介護休業法」施行 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定	・「岡山いきいき子どもプラン2010」策定	・「たまの参画フェア」の開催(6/27) ・男女共同参画に関する市民意識調査の実施(7/20～8/20) ・男女共同参画に関する高校生の意識調査実施
2011 (H23)	・UN Woman 正式発足 ・第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合	・パールダイヤルの実施	・「第3次おかやまウィズプラン」策定	・男女共同参画係を福祉政策課に設置 ・「たまの参画フェア」の開催(6/26)
2012 (H24)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択(ニューヨーク)	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定		・男女共同参画推進審議会が「玉野市における男女共同参画の推進について」を答申(2/8) ・「第3次たまの男女共同参画プラン」策定 ・「たまの参画フェア」の開催(6/24)
2013 (H25)		・若者・女性活躍推進フォーラムの提言 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針の策定		・「たまの参画フェア」の開催(6/23)
2014 (H26)			・岡山県男女共同参画の促進に関する条例一部改正 ・岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画改定	・「たまの参画フェア」の開催(6/29)

年	世界	国	県	玉野市
2015 (H27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 59 回国連婦人の地位委員会/「北京 + 20」記念会合</li> <li>・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs) 採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行（一般・事業主行動計画の策定及び公表等）</li> <li>・「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「岡山いきいき子どもプラン 2015」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「たまの参画フェア」の開催 (6/28)</li> </ul>
2016 (H28)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」改正</li> <li>・「男女雇用機会均等法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第 4 次おかやまウィズプラン」及び「岡山県女性活躍推進計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権・男女共同参画係を総務課に設置</li> <li>・男女共同参画に関する市民意識調査の実施 (8/26～9/15)</li> <li>・「たまの参画フェア」の開催 (6/26)</li> </ul>
2017 (H29)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑法改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進審議会が「男女共同参画社会の実現の促進に関する基本計画の策定について」を答申(3/30)</li> <li>・「第 4 次たまの男女共同参画プラン」策定</li> <li>・「たまの参画フェア」の開催 (6/25)</li> </ul>
2018 (H30)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「たまの参画フェア」の開催 (6/24)</li> </ul>
2019 (R 1)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正</li> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」一部改正</li> <li>・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」改正</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「たまの参画フェア」の開催 (6/23)</li> </ul>
2020 (R 2)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・性暴力対策強化方針</li> <li>・「第 5 次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「岡山いきいき子どもプラン 2020」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「たまの参画フェア」中止</li> <li>・男女共同参画に関する市民意識調査の実施 (9/29～10/20)</li> </ul>
2021 (R 3)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第 5 次おかやまウィズプラン」及び「岡山県女性活躍推進計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「たまの参画フェア」中止</li> <li>・「玉野市男女共同参画推進条例」一部改正</li> <li>・男女共同参画に関する事業者アンケートの実施 (9/22～10/15)</li> </ul>
2022 (R 4)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進審議会が「第 5 次たまの男女共同参画プランの策定について」を答申(3/23)</li> <li>・「第 5 次たまの男女共同参画プラン」策定</li> <li>・「男女共同参画推進センター」及び「男女共同参画相談支援センター」をすこやかセンターへ移転 (4/1)</li> </ul>

### 3 玉野市男女共同参画推進審議会委員名簿

玉野市男女共同参画推進条例第 29 条により設置

役職	氏名	団体名(役職名)	選出区分
会長	横山 純子	弁護士	学識経験者
	太宰 実千代	玉野市教育委員	
	田村 繁樹	玉野市立玉野商工高等学校校長	
	兒山 幸	玉野市中学校長会代表	
	藤原 仁子	玉野市議会議員	市議会
	細川 健一	玉野市議会議員	
	森本 宏子	玉野市議会議員	
	大賀 和弘	公募委員	公募委員
副会長	岡崎 文代	玉野市女性団体連絡協議会(会長)	女性団体
	鷹取 博子	岡山市農業協同組合女性部備南支部(支部長)	農業関係
	富永 美保	胸上漁業協同組合女性部	漁業関係
	玉木 哲史	玉野市労働組合協議会(事務局長)	労働団体
	加藤 正枝	玉野商工会議所女性会(会長)	商工団体
	稲田 秀知	岡山県経営者協会玉野支部(支部長)	経営者団体
	宮原 一也	玉野地区雇用開発協会(会長)	各種団体
	三浦 康男	玉野市コミュニティ協議会(副会長)	
	梶原 秀夫	玉野市PTA連合会(会長)	

## 4 関係課連絡先

所属		連絡先
公共施設 交通防災監	危機管理課	0863-32-5560
総務部	総務課	0863-32-5516
	人事課	0863-32-5515
	協働推進課	0863-32-5567
健康福祉部	福祉政策課	障害者福祉 0863-32-5556 こども家庭支援室 0863-32-5554 地域福祉・生活支援相談 0863-32-5564
	長寿介護課	0863-32-5537
	健康増進課	0863-31-3310
産業振興部	商工観光課	0863-33-5005
教育委員会	学校教育課	0863-32-5575
	就学前教育課	0863-32-5573
	社会教育課	0863-32-5577

## 5 用語解説（50 音順）

### 【あ行】

#### イクボス

職場で働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のこと。

#### SNS

Social Networking Service の略で、インターネット上での利用者間のコミュニケーションやつながりの機能を有するサービスのこと。Twitter、Facebook、Instagram などがある。

#### M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したときに、30 歳代を底とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になることをいう。これは、結婚や出産、子育てを機に退職する女性が多く、子育てが一段落すると再就職するという傾向があるため。

#### （女性の）エンパワーメント

ジェンダーのもとに意思決定過程から排除され、無力化されてきた女性たちが、ジェンダー問題に気づき、意思決定過程へ参加する機会を獲得することで力をつけること。

### 【さ行】

#### JK ビジネス

女子高生（JK）であることを売りにしている客商売、少女と密に接することができる点を付加価値としているサービスの総称。

#### ジェンダー

「男性はこうあるべき」「女性はこうするべき」といった、社会的・文化的に形成された性別のこと。

#### ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが毎年発表している経済・教育・保健・政治の 4 分野で男女平等の度合いを表す指数。0 が完全不平等、1 が完全平等を意味している。

#### ジェンダーレス制服

男女兼用のブレザータイプの制服など、性別に関係なく着ることができる制服のこと。

## 性自認

自分の性をどのように認識しているか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることもある。

## 性的指向

恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指す。

## 性的マイノリティ

何らかの意味で「性」のあり方が多数派と異なる人のこと。一般的に同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー（「からだの性」と「こころの性」が一致しない人）などが含まれる。

## 性別による固定的な役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として役割を固定してしまう考え方や意識のこと。

## セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要等をいう。

## 【た行】

### 男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

### DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者、または親密な関係にあった者からの暴力のこと。

「なぐる・ける」などの身体的暴力だけでなく、「暴言をはく・大声でののしる・無視する」などの精神的暴力、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「性的行為を強要する・避妊に協力しない」などの性的暴力、「電話やメールをチェックする・外出させない」などの社会的暴力も含む。

### デートDV

恋人や交際相手からの身体的、精神的、経済的、性的、社会的な暴力のこと。

### 同性パートナーシップ制度

現行の法制度では婚姻が認められない性的マイノリティのカップルが、互いを人生のパートナーとすることを約束した関係であることを首長に対して宣誓し、市がその宣誓を公的に証明するもの。

## 【は行】

### パワー・ハラスメント

職務上の地位や権限を利用し、業務上の適正な範囲を超えて精神的・肉体的な苦痛を与えるような行為をいう。

## 【ま行】

### マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産を理由として解雇されることや、職場で受ける精神的・肉体的な苦痛を与えるような行為をいう。

## 【ら行】

### レイプドラッグ

飲み物や食べ物に混ぜて、服用した相手の意識や抵抗力を奪って性的暴行に及ぶ目的で使用される睡眠薬などのこと。

## 【わ行】

### ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たしながら家庭や地域生活などにおいても多様な生き方・暮らし方が選択・実現できること。

## 6 男女共同参画都市宣言

### 男女共同参画都市宣言

美しい自然と豊かな文化に恵まれたわたしたちの玉野市は、男女の人権尊重をもとに、誰もがいきいきと自分らしく生きていくことのできるまちをめざして、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 わたしたちは、人権及び性を尊重し、平等でいきいきと暮らせる「たまの」をめざします。
- 1 わたしたちは、ともに家庭的責任、社会的責任を担い、自立のもとに健康で生きがいがある「たまの」をめざします。
- 1 わたしたちは、多様な生き方が選択でき、社会のあらゆる分野に共同参画できる「たまの」をめざします。

平成 14 年 9 月 20 日

玉野市

## 第5次たまの男女共同参画プラン

発行年月 令和4年3月

編集・発行 玉野市総務部総務課 人権・男女共同参画係

〒706-8510

玉野市宇野1丁目27番1号

TEL : 0863-32-5516 FAX : 0863-21-3464

e-mail:soumu@city.tamano.lg.jp